弁護人山崎清の上告趣意

第一点　原判決には、憲法三七条三項に違反し、かつ、貴裁判所の判例に違反して、弁護権を不当に制限した違法がある。

本件記録によれば、昭和二八年一月二三日第一審判決の言渡があり、被告人は同月三十一日控訴の申立をし控訴趣意書提出の最終日は同年四月八日と定められたところ、被告人は同年三月六日簡単な趣意書（減刑の嘆願書とでもいうべきもの）を提出し、次いで第一回公判期日は同年六月二二日と指定されたのであるが、原審の弁護人（国選）は実に右公判期日の六月二二日に選任され（尤も弁護人の期日等受書は同月二一日附）、匆卒として、右公判において、前記被告人の趣意書に基き弁論をしたにすぎないまゝ結審となり、同年七月三日原審判決が下されたのである。もとより弁護人としての控訴趣意書も提出しえず、有効な弁護権の行使は全く不可能な状態において右選任はなされたのであり、従つて実質的には弁護人を附されることなくして原審の審理は終結したというべきである。

しかも、かように被告人に対し弁護権による有効な助力が与えられなかつたことにつき、被告人においてなんらか責むべき点があつたであらうか。

原審は、不法にも、被告人に対し、弁護人選任に関する通知までも怠つたのである。すなわち控訴審に準用される刑訴二七二条による通知は遂に被告人に対してなされた形跡を存しない。かくて貧困により弁護人を私選しえない被告人は控訴審において最も重要な趣意書提出につき国選弁護人による助言を受ける機会を逸し、また期日当日の選任のため公判における有効な弁護権の行使を与えられることがなかつたのである。かくては、事実上、第二審としては憲法三七条に規定

被告人　金山新吉こと　金　益　熙

する弁護人依頼の権利を封じたまゝ審理したものとなさざるをえない。

貴裁判所の判例も、弁護人選任に関する通知に対し、被告人が私選する旨回答しながら、なお弁護届未提出の間に趣意書提出最終日を通知することは差しつかえない（昭和二六年二月九日二小判決、集五巻三号三九七頁）、一審において弁護人を私選し、二審においても私選することの予想されるような場合、趣意書提出期間内に弁護人が附されることがなくても、被告人に懈怠がある（同年五月一五日三小判決、集五巻六号一一五二頁）、被告人が一旦国選弁護人の必要がない旨回答しながら提出期限間際でその選任を要求したため、やむをえず、右期限后に弁護人が選任されてもそれは違法ではない（昭和二五年一一月二日一小判決、集四巻一一号二二一一頁）等が存するが、いずれも被告人において懈怠の見るべきものがある場合である。

本件には、この諸判例の考慮したいずれの事情も存しない。却つて、一審も国選弁護人によつていたのであり、その経歴、財産、境遇を見れば、二審においても私選しえないこと明瞭であるのみならず、通知なくも進んで国選弁護人の選任を請求するだけの良識、分別を期待することは到底なしえない場合であるとしなければならない。かような被告人に対し、国選弁護人を選任するための通知もなさず放置して、公判期日に至つて形式的にこれを附するも、それは憲法の保障する弁護権を否定したものといえるのである。

かくて原判決には憲法三七条三項の違反があり、また、前記諸判例に違反する違法があつて破棄を免れない。

第二点　原判決には、酒税法第六十条違反の罪の罪数に関する例に違反した違法がある。

本件事実は要するに、被告人が肩書住居で、昭和二七年五月二十一日頃、一の四斗樽（イ）に判示第一の原料を仕込んで濁酒一斗余を造り、同月二十八日（差押の際）にはその一部から清酒約三升五合、焼酎七合の製造ができており、またその間同月二十七日に引続き他の四斗樽（ロ）に判示第二の原料を仕込んで、これは同月二十八日には、なお醗酵中であつたという事案である。

しかるに、大審院明治四十二年(れ)第一六一一号同年十二月七日第一刑事部判決（刑録十五輯一七四四頁）によれば、清酒製造の目的で醪若干を造りその内の幾部より清酒を製造し、残醪は清酒製造前に差押えられたという事案につき、其醪及び清酒を密造した行為は手段たり結果たる関係を有するものとし刑法五十四条を適用すべきものとしたのである。その残醪と既製の清酒との間に、いかなる因果手段の関係を、この判決は認めたのであらうか。その残醪が右清酒製造の手段に供されなかつたことは明かであり、また残醪が清酒製造の結果として生じたものでないことも明瞭である。残醪の製造は、これから製造すべき清酒の手段たるものに外ならない。しかるに、なお、この判例が手段結果の関係ありとしたのは、これらの各行為が一連の清酒製造行為の各階梯を構成し、これらを包括的に考察すべき必要があるからにすぎない。この判決は清酒と残醪は一の全体として考えられた酒製造行為の中にあつて、手段結果の関係にあることに着目して刑法五十四条を適用したものとせざるをえないのである。それならば、この判例の真意を推せば、むしろ、進んで包括一罪として問うべきであつたのである。しかし、当時は、清酒製造と醪製造が夫々酒税法、酒母醪及麹取締法に分れて規定されていた為、酒税法違反の一罪とすることを躊躇した（なお、なすべきであつたのであるが）のであらうが、今日は酒税法六十条に一括規定されているのであるから、この判決の見解の帰結としては、包括して一罪としなければならないのである。

しかして、原判決は、前述(イ)の四斗樽の仕込より生じた濁酒、清酒、焼酎の各製造は正当に一罪としながら数日おくれて仕込んだ(ロ)の四斗樽内の醗酵中の醪の製造を別罪としたのは何故であるか。前記判決の趣旨によれば、かゝる一製造所内の一連の酒製造行為の各階梯を構成するものは、包括して一罪と見るべく少くとも刑法五十四条に問うべきであつたのであり、こゝに判例に違反したものとせざるをえない。

容器が異れば別罪というのであるか。仕込が同時でないから一罪でないというのか。同時又は引続いて数個数十個の容器を利用したときは、それだけの数の犯罪が成立するというのであるか。そうではなくして、本件酒税法違反罪の罪数の如きは、要するに、一製造所内の一の酒製造行為といえるか否かである。しかも、本件は同一製造所内において、引続いて（数日后）仕込を続けている際中に差押えられたというのである。二個の樽がいずれも清酒乃至焼酎となり、これらが混合して蔵置されていたならば、たやすく一罪とされたのではなかろうか。しかも一が完成前であつたとしても理は同一であり、前記判例に従えば、一罪としなければならなかつたのである。

この酒製造行為の個数については、酒類の免許について規定する酒税法七条八条が製造場毎の製造行為について免許を考えていることからも、右のように考えなければならないのである。

また、逆に、製造にかゝる酒の種類の相違、製造時期の若干のずれ等を重視して罪数を定めようというのであるならば、原判決第一の濁酒、清酒、焼酎の製造も各別に犯罪を構成するものとすべきであつたのであり、同様の立場に立つものとしては、大審明治三六年(れ)四五七号同年四月一四日刑事部判決（刑録九輯五四八頁）大審同三八年(れ)一〇二一号同年九月二一日刑事部判決（刑録一一輯八二一頁）大審同三六年(れ)三六一号同三七年二月一二日刑事部判決（刑録一〇輯二二六頁）等が存する。従つて、これらの判例は必ずしも前記明治四二年判決と趣旨を同じくはしないが、それはそれで一の立場といえる。原判決はその立場に立つならば第一の行為も数罪とすべきであつたのである。

いずれにしても、原判決は本罪の罪数の認定につき、前記諸判例のいずれにも違反して独自の捕捉しがたい中間的立場を採つたものであつて、その誤謬は明かであり、破棄を免れないものである。（なお、明治四二年判決に近いものとして、大審大正七年(れ)四三号同年三月一八日二刑判決―刑録二四輯二二四頁参照―一の製造場内における一連の製造行為たることを重視する。）

第三点　原判決は、憲法三八条三項に違反し、自白を唯一の証拠として、有罪としで違法がある。

原判決は証拠として、大蔵事務官作成の差押目録、酒税法違反嫌疑事件証拠写真四葉、被告人の検察事務官に対する供述記載及び被告人の原審公判調書における供述記載を挙げている。しかるに、(1)差押目録と称するものは、本件記録中に二葉存する。しかし、そのうちの一葉を除き、作成者の署名押印もなく差押場所、日時の記載も曖昧である。また契印も存しないから一の書類を構成するものとも認められない。そもそも差押目録は差押てん末書の附属書類と見るべきで独立の一の書類とも認められないものである。原判決は右三葉のうちいずれを証拠としたか不明であるが、かゝる書式に違反し、文書の一部にすぎず、記載乱雑にして意図不明確な書類は証拠能力なく、これを証拠に採りえないものである。被告人側の同意はあつたごとくであるが、同意あるも刑訴三二六条にいわゆる「相当と認める」場合であるとは考えられないし、況や同条の同意は刑訴三二一条三二五条の適用を排除するのみであつて、刑訴規則第六章による証拠能力の問題には関わりないのである。(2)酒税法違反嫌疑事件証拠写真四葉と認むべきものは確に記録中に存在する。しかしかゝる写真四葉はそれのみで一体いかなる証拠になりうるというのであろうか。この写真を見ただけでは誰が何時、何を撮影したものか皆目分らない。単なる写真自体では証拠価値は零であり、それは証拠として採用することのできないものである（栗本一夫「刑事訴訟法上の諸問題」九五頁参照）。尤も記録によれば、大蔵事務官某が本件の差押に際して撮影したごとくである。しかし、その写真に関する附記、説明は証拠として考慮されなかつたのである。原判決は単に写真のみを切りはなして証拠としたのであるから、それは証拠とすべからざるものを証拠としたものとしなければならない。元来、写真は、或る者が或る場合にかゝる写真を撮つたという事実として、証拠としての意味を持ちうるものである。採用のすべての証拠に照して、いかなる写真であるか知りえないごとき写真は、これを証拠となしえないものなのである。

かようにして、右差押目録並に写真が証拠となしえないものなのであるから、畢竟原判決は被告人の自白のみを唯一の

証拠としたに帰し、憲法三八条三項に違反するから、破棄を免れないものである。

第四点　原判決は、憲法三七条一項に違反し、被告人に対し「迅速な裁判を受ける権利」を奪つた違法がある。

本件公訴は昭和二十七年七月三十一日附略式命令請求の起訴状によりなされている。しかし本件略式手続は被告人の同意なくして進められたものである。すなわち、右略式命令の請求には、被告人が略式手続によることについての異議の申立をしなかつたことの検察官の保証書が添附されていない。しかし略式手続を行うことにつき異議の申立を認めたのは、被告人の同意なくして正式前の手続を行うことは、憲法三七条一項にいわゆる「迅速な裁判を受ける権利」を、たとえ事后に正式裁判請求権を認めても、害することになるが故である（団藤教授、新刑訴綱要、三九六頁参照）。

かくて原判決は、右のように被告人の「迅速な裁判を受ける権利」を否定しつつ進められた手続に基くものであつて違憲の判決たるを免れない。

仮りに、それが原判決の憲法違反をもたらすものでないとしても、右保証書を欠く違式の方法による公訴の提起は無効であり、公訴を棄却すべきであるのに、これをしなかつた違法がある。

元来、略式手続はそれ自体違憲の疑あるも、それは暫くおき、通常の起訴状による場合とは種々取扱を異にし、その送達、添附書類等において特例が設けられている。故に略式命令請求による公訴提起は、厳にそれにつき定められた方式によるべく、然らざる限りその起訴は無効であるとしなければならない。しかも被告人の略式手続に対する異議申立権は右のように憲法上の要求に基くものであるから、これを無視した公訴提起には重要な瑕疵があり、その効力を生じえないものである。よつて、本件公訴は速やかに棄却さるべきである。

第五点　原判決には酒税法三条六十条の解釈適用を誤つた違法がある。

原判決は、判示第二の昭和二七年五月二七日頃仕込の分については、雑酒を製造したものと認定している。しかし、そ

の証拠とする被告人の検察事務官に対する供述調書によれば、それは四斗樽にメリケン粉一升、米麹八升、水二升を仕込み、同月二十八日差押の際には、なお醗酵中のものである。そうであるならば、これは、いわゆる醪に外ならない。或は、場合により、酒税法三条五号(ロ)の濁酒である。これを雑酒としたのは同法同条の解釈を誤つたものである。また、もし雑酒であるというならば、それが同法二条にいわゆる「アルコール分一度以上」を含有する「飲料」であり、政令の定める品目の何れに属するか（同法四条六項）が示されなければならない。しかるに与示の証拠では、アルコール分についても、飲料たりうるか否かについても、品目もすべて明かでないのであり、証拠によらずして雑酒たることを認定したものとしなければならないのである。

要するに、酒税法三条の解釈を誤り、延いて、同法六十条にいう酒類、醪の解釈適用を誤つた違法があるか、或は証拠によらずして認定した違法があり、原判決は破棄を免れない。

以　上

昭和三〇年(あ)第六三七号

判決

本籍　北海道上川郡神楽村西御料地第一四号西一一番地

住居　不定

無職

岩田豊治、藤田雄治、堤こと

高島信義

昭和五年六月三日生

右窃盗、強盗殺人、未成年者誘拐被告事件について昭和二九年一二月二四日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人本人の上告趣意には、憲法違反を主張する部分があるけれども原審並びに第一審の各裁判所が構成等において偏頗の裁判をするおそれのある不公平な裁判所であり、しかも本件が裁判官の事件に対する予断に基いて審判せられたものとは記録上認められないし、また被告人を何等かの理由で差別待遇をしたと疑うべき証跡は何一つないから所論は理由がなくその余の所論は畢竟事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し、弁護人森武喜の上告趣意は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張をいでないもので、いずれも上告適法の理由にならない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは

昭和三〇年七月二九日判決　昭和三〇年(あ)第六三七号

認められない。

よつて同四〇八条、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年七月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

被告人の上告趣意

強盗殺人等被告事件に付昭和二十九年十二月十四日福岡高等裁判所宮崎支部に於て死刑の判決を受けたが頭書の判決は憲法に保障されている被告人の権利及基本人権を無視してなされたもので有るから刑訴法第四〇五条に基き上告し以下その趣意を陳述します。

尚原判決に於ける判示事実を引用します。

◎まへがき

憲法第一四条に『すべて国民は法の下に平等で有る』と明文を以て保障しある如く被告人が厳正公平なる訴訟指揮の下に公正なる裁判を受けるべきで有るは多論を要しないが斯る憲法的要請を無視し歪曲偏見捏造も甚だしい訴訟記録は殆んどが検察官の偏見の下で共犯渡部正秀の術策に依る供述を基として作成されたもので有る。

斯る術策に依り空想的に築き描かれた、供述調書を検察官は鵜呑にして本件起訴事実があたかも事件の真相であるかの如く誤認されたまゝ提訴し且又原審の公判廷に於ける渡部正秀の証言及これら訴訟記録は裁判官に予断を主じせしめ一方的に被告人の主張する本件が計画的犯行でなく殺意を有しなかつたと云ふ趣意を認めやうとしなかつた事は裁判官が事実審理に於て本件の真相追求にその熱意を示さなかつた事を意味しまして重大なる事実の誤認が是正されない儘に結審されたので有ります、斯る安易な観念の下に裁判が行はれた事は正義を追求せんとする人間の基本権をも侵犯し蹂躙したと云はなければならない。犯せし罪に対する厳正公平な裁判に依つて刑罰に処せられるものであれば被告人は甘受する意思は充分にあつても事実誤認が是正されたとは絶対に云い得ない原審の判決には承服できないのであります必らずや最後の最

被告人　高島信義

高裁判所の識見ある裁判官の御裁断を仰ぎ度く以下その趣意を申述べて見ます。

◎原判決第一点一項について『事実の誤認につい

一、原判決示に依れば

原判決示に依れば誘拐の手段として用いた如く判示し刑法第二百二十四条に問罪されて居るが被告人が誘拐の意思の無かつた事は控訴趣意書又当初より一貫して申述べてきた通りであり『コジツケ』も甚だしきものと云わなければならないので有ります抑々犯質からして渡部正秀が少女であつたとすれば亦論議の沙汰でもなく「コジツケ」られても已むう得ないが、渡部正秀は少年と云つても、むしろ被告人より判断力等には勝つて居りまして初めて知り会つた頃には十六才と云ふ少年に見へず決して思慮分別も無い少年ではないので有ります、被告人が真から誘拐する意思があれば渡部を監禁するかして親に対して金銭をゆするか如きの挙に出た態であり態々宮崎から元気で居ると云ふ文面の手紙等を出させる必要はない筈で有ります又渡部正秀の家は古いアパート暮しで見て見かねる生活状態に有り人間で有れば、だれしもその状態を見た時同情心がわくと思われます健全なる理性と良識を以て言えば必らず被告人に科せられた酷い判決が是正されるに違いないと堅く信じ切望致すものであります。被告人が渡部正秀を連れ出した理由と云ふのは、少年の家庭環境に同情し、又被告人が過去の職業的経験から駐留軍関係の職業に就職する丈の自信があつて、まつたくの親切心からであつて誘拐した如く刑の処罰を受けるは絶対に承服出来ないのです同情心から人を救つた事が誘拐罪とは罪と言ふものを知らなかつた私には血の出る程反省と後悔の念に責められて居ります、誘拐する目的が本件犯行に関連性が有るかの如き間違つた解釈をなさしめたのは渡部栄蔵の原審裁判所法廷で証言した事が左右しているので有ります。

◎裁判法延証人について　昭和二十八年四月十五日第二審理

誘拐罪について裁判法延に共犯の父親渡部栄蔵が出延された日私は身体衰弱及び暑の為と精神分裂状態に有りまして今

考へてもあの日私の状態はわかりません誤つた点が大沢有るのに反迫するだけの態力を失つて目の前が真暗に成り一語も云ふ事が出来ずあせるばかりの状態に有つたのです。『共犯の父親渡部栄蔵は被告人に親の力では六人の子供をだいて生活は出来ない状態なのです親と云へども、残念ですが今の処は親が喰べない日がたびたび有りますどうか私の子供を救うと思つて全責任を持つてお渡し致しますから一ッ御願い致します、責任はおまかせ致しますと頼まれた事なのです』私も少々の自信があつて同情心からと親切心か人を救つた事にすぎないのです前記にもどりますが被告人は事件後汽車の中にて此の大きな誤を犯するゑた我が身のへらなさに悔恨と慚愧の思と自制心の足らぬさに歯がみする程の後悔を致し被告人は自殺する考へになり持参して居た米国製金色の計を四本腹用し五本の計は右腕筋肉又左、右、の間接動脈に計を短くおりに入れて居り今だに計が入つて居りますが腹用した計の為か慢性胃腹症に掛りまして悪下し便通も悪く不眠病で苦しみ既に諸動の胃腸病、高血圧、不眠症、神経衰弱等に掛りまして毎日の様に私の体温は三十七度以上三十九度前後までの微熱変調状態に有ります。其の点からしても誘拐罪の件被告人は渡部栄蔵の証言誤認を正すだけの態力を失ひ暑さの為と風邪の為に目の前が真暗に成り一語も言ふ事が出来ずに涙をのんでいた次第でした宮崎刑ム所医務課に証断書が有ると思ひますが状況証拠を明確にして居るものと思われます以上事実誤認のまゝにされて居るので有りますが是正されないかぎり絶対に承服出来ません被告人が如何に兄弟の如く睦ましく生活してゐた事について証人中村貞子の証言に依つても明らかにされて有りますし又共犯渡部正秀も被告人が喰べなくても私に喰べさせて呉れた事も証言されて居るのです、誘拐されたと強調する真意は前述べた通りで有りまして、つまり検察官及裁判官の同情をかほうとの魂胆からであるは多論を要しない事で有ります最後の裁きとして事実の誤認が是正されない限り罪の処罰の前に素直に服さんとする被告人の良心は絶対に慎らないもので有ります。

判示第一の所為に於て

◎『計画的犯行で有り被告人高島信義は利益目的の為自已と行動を共にする相棒が欲しかつた』と歪曲捏造も甚だしいもので有ります前申述べましたとおり家庭の環境に同情し、又親切心からで有りまして利益目的の為では有りません誘拐する意思が有れば監禁するか又親に対し金銭をゆするが如きの挙に出る態で有ると思われますが私は全々考へた事も有りません渡部正秀が誘拐されたと云ふ事に気附いて居れば被告人の許からとうに逃け帰るか又は検察官側にでも申出るべき隙も充分にあつたので有ります被告人と渡部正秀とは兄弟以上の付合でも有るし自由なる行動をして居たもので有ります斯うした観点から推して如何に渡部正秀が事実真相を歪曲しているかを物語つているかの証左でもあるのです、本件犯行に誘拐の意思が無かつた点については、それ〳〵の状況証拠が明確にしている処で有ります。

本件は刑法第三十八条の一項に意なき行為はこれを罰せずの法令が適用されるべきで有ると断言致す者で有り、もう一度温い法の力によつて誤認を是正されまして今一度初犯者の被告人に此の度びの私の大きな誤ちを私の生きる償いによつて幾分なりとも果させて頂ける様に心ろより切にお願い致す次第で有ります。

第二点　被告人は犯行当時の精神状態について

◎『当時被告人は分裂病質を中核とする性格異常者であつたが責任能力有る人格者で有り現在も同様で有るので採用しがたい』

と原審においては唯一の証拠で有るべき鑑定書を却下しておりますら被告人は性来意志薄弱の質であるは既に供述調書等から推して窮い知れる事であるが、被告人の斯うした性格及事件犯行当時精神状態については、その途の権威者として知れている高宮澄夫の鑑定書に依つて鑑定されている如く事件当夜の被告人の精神状態を『心神喪失耗弱の状態にあつた』と鑑定している点からしても如何に被告人が精神的に欠陥があつた事が明瞭であるかの唯一の証拠であり又発作的犯行であつた証拠でもあるに拘らず原審に於て被告人の担当弁護人が公判廷に提出したが裁判官はその唯一の証拠である鑑定書を

却下した事は証拠調べに於て事実の誤認を是正する上に於て最も根本的基礎となるべき鑑定書を一方的に却下した事は被告人の基本権を無視したと云はなければなりません被告人の経歴は国鉄道職員から国家警察予備隊の一期生として昭和二十五年八月二十三日札幌市千歳米空軍基地のキャンプに入隊致しましたが昭和二十七年四月頃から被告人は精神異常をきたした為に退職した事実が有りますその頃の被告人は記憶力及思考力等を耗弱し又異常状態に有つたのです、その頃の真相事実を隊員で有りました岡沢正一等両名氏はいつでも証人になつて呉れるものと思つて居るのです退職してから自家の手伝いをやつて居りましたが父兄の進めによりまして旭川製紙会社に入社しましたが同年八月初め頃家出をして九州福岡市に来ました、急ぐ板付米空軍本部基地春日原キャンプに要員として採用され職をおいて居りました所日本要員の者達はほとんどヒロポン患者で有つた為に被告人もその仲間に入つてしまひました二ヶ月余勤めておりましたがキャンプ内で自動車を運転中交通事故に依つて小破した原因から解雇されました被告人の期うした行察からしても事件犯行当時の精神状態は心神喪失耗弱の状態にあつた事実を物語つて居るのです被告人の現在においても在監中の被告者、達が高島信義は異常者で有る事を証人致して呉れると思われます原審に於て被告人の担当弁護人も異常きたして居るなと云われて居ります、被告人高島は意志薄弱・冷血・熱狂・ヒステリー・気まぐれ等の性格で有る事を在監中の被告人の中から、云つて居ります、その様な事実の点は全々被告人にはわからず感じた事が有りません、私の状態を在監中の人々が云われる事は高島は情意の鈍化は感情の動きもなく何かしようとする意志欲求もなく何事にも無関心で無為茫然と日を途る状態で有ると云われて居ります又神経衰弱症状は記憶力不良の感じで毎日の様に頭痛で不眠で有り驚いた時は気が遠くなり口が全々きけなくなる事も度々有ります又犯行後の被告人は吃る事が悪下して来て居ります、この様な異常状態からしても被告人は異常者で有り又病気なので有ると思われます世にも稀れな大罪を犯しゑたのも病気がさせたものと信じて居ります精神的苦しみから悪下し自分が知らない間に犯してしまつた事と思ひます、唯一の証拠であるべき鑑定書を却下し

ております事実誤認が是正されないかぎり絶対に承服できないのであります必らずや最高裁判の識見ある裁判の裁断を仰き、もう一度、名医により精神鑑定を致し度御願ひする者で有ります。

以下趣意を申述べました。

◎第三点について『事実の誤認について』

本被告事件の犯罪実行看手段に計画的殺意があつた如く事実が誤認されている又原審に於ては被告人の経歴・性格・本件犯行の動機・罪質・その他に於ては被告人の諸般の情状を勘案して不当なる判決を言渡して居りますが以下逐条的に反論致します。

◎計画的犯行でなかつた実点

先ず原判決判示第三の事実について申述べれば本被告事件を刑法二百四十条及六〇条を以つて問罪してあるが強盗罪はさておき殺人罪に問罪しあるは、甚だ事実真相を把握しないにも程があると云はなければならない。

本件犯行の真相は斯うである。

本件殺意がまつたく無かつた事は被告人が当初から供述している如く何ら疑ふべき筋合のものでないのである。

◎原審判決示第四の事実の項に

『被告人等はその止宿先である中村彌平夫婦が相当の金を貯めている事を察知してゝに被告人両名は共謀の上右中村彌平夫婦を殺害して金品を得んことを決意し』

とあたかも被告人両名が計画的殺人強盗の犯行に及んだ如く誤されているが、本件の本質を分折して見る時に、其の犯行動機は勿論訴訟記録及起訴事実更に判決判示事実とは全然その犯意を異にしているのである。

本被告事件の犯罪実行の動機が被告人の発作性に基因し、精神的畏怖感等から、被害者の抵抗を抑圧し、以て誤想防衛

の見地から、なされた行動の誘発であつて、犯行前単筒の扉（開閉式）を抉じ開ける目的をもつて所携していた金鎚で被害者中村彌平の頭部等を殴打したるを以て被告人の犯行は終り被告人の後の方から一緒に這入つてきた共犯渡部正秀が被害者夫婦を登山用ナイフで以て頸部、背部、頭部等を突き刺し、各動脈貫通刺創及動脈切断による出血の為め死に致らしめたと云ふことが……数時間のちに出血多量の為死に致つた事と思われます本被告事件真相の概略である。

◎殺害する目的で共謀した事実はない。

偶々被害者宅に止宿中被害者夫婦自身から金を貯めている事は聞かされていた事で有るが、十二月三〇日まで下宿させて下さと頼み夫婦も喜んでしよだく致しましたので二千円を前金としてやつて居たのですが止宿後約十日目頃から被害者が冷い態度に出て近日中熊本の息子が帰るから出て行つてほしいと云われ又近頃米の代金が上つて来て居るので止宿代金を後千円支払つて呉れる様に追加請求しますのですが被告人等の金は後三千円程かのこつていなかつた為に、ていとうとして米国製の雨カッパ一点服二点ワイシャッ三点を渡たしたのです又二、三日前被害宅の中村貞子は被告人等に次ぎの様な事実を弁明しております。被害者夫婦は私達が（中村貞子）結婚しても何んにも致して呉れず夫と毎日の様に親子「ケンカ」をして居ましたが去年の暮にとうとう夫は病死してしまいました、それからも私達には冷たく見て見かねる程冷たくあたります又他人様には私達の悪口を云いふらし私達五人の親子は苦しみたへかねて生活致して居ります本当に憎らしく殺しても殺しきれぬ程立腹させられますと弁明をしております又度々被害者夫婦と中村貞子とが仲がもつとも悪く口「ケンカ」がたへない程で有つたのです被告人等が二千円と云ふ下宅代金を払つたのに又だ千円を証求した事は被告人等の心証を害した事は勿論出て行くにも的は無く、頭を下げて三十日迄でおいて呉れる様に頼みまして衣類をていとうにおいたので有ります。

被告人は共犯渡部正秀を一日も早く帰したくあせつて居ました又正秀も帰りたい一心からと思われますが私にお話致し

た事は被害者夫婦の金を盗んで逃げ様うと私に頼みますので共謀の上被害者夫婦にアドルムを二ツブを飲用させ熟睡中に金を盗もうと謀議したのが共謀した事実である。

抑々事件当日犯行を実行する為の手段として宮崎市内の薬局からアドルム一箱十ツブ入及他店よりコーヒ白砂糖等を買ひ求めて持帰り、アドルムを「四ツブ」を粉末にして（渡部正秀が）コーヒーに入れる又砂糖に混ぜ、コーヒーとアドルムつまり昂奮剤と睡眠剤を混合して効果が表はれるべきものでないと云ふ事も知らず、被害者夫婦に飲用させ後熟睡しているものと早合点して、被告人等の寝室にある単筒の扉を開く為に（平生から鍵がかゝつている事は知つていた）金鎚を所携して物色中鍵を抉じ開ける為に極度に力を入れた時、単筒の上に置いてあつた木箱の如きものが落下したその音に被害者が眼を醒まし大声で叫んだので、被告人は発覚してしまつたと、すつかり送上し、事件当夜風邪の為に相当熱もあつた事が事更に被告人に前後の見境を失はせしめ、被害者が起上つて抵抗する気配に、誤想防衛の見地から、抵抗せんとする被害者を金鎚でもつて殴打した迄は、かすかに記憶にありますが、後はわかりませんでした。其の後は中村彌平を殴打して居たと思われますが金鎚はその場においたまゝ直ぐ寝室に引返して又被告人と一緒に犯行に着手した渡部正秀が登山用ナイフを以て被害者夫婦を突き刺し出血多量のため死に致らしめたものであります其の後の状況等については被告人の供述調書に述べている通りである。以上が事件当夜の犯行状況の概略であるが、これらの状況等から推しても計画的になされた殺意があつた犯行でなく、被告人の心神喪失耗弱の為の誘発的な犯行と結果的になつてしまつたものである。

◎渡部正秀（共犯）の証言及供述調書について

共犯渡部正秀は被告人から『積極的に殺意を強制され』たと原審公判廷で証言しているが更に渡部正秀の弁護人が同公判廷に於て弁護の論旨として述べている中に渡部正秀は被告人の監視下に於て本件犯行に及んだと主張しているが、その主張は原判決判示にある通り（法令適用の項）『本件犯行当時被告人渡部正秀は被告人の為にその自由意思を全く制圧されていたとは認め難い』

として認容されてないのである。

何故渡部正秀が斯様に事件の真相を歪曲捏造したかその意を掘り下げて見たいと思ふ。先ず渡部正秀は何に故に事件の真相を空想的に描き出して事件の犯行前に殺意があり計画的犯行であつたかの如く、真相を歪曲も甚だしく『デッチ』あげた真意から推して、渡部正秀が事件当夜、被害者が数時間後出血多量の為に死に致つたと云ふ事を念頭におかず、徒らに、殺害したと云ふ事実に驚き、渡部正秀自身が登山用ナイフで死に致らしむる迄の刺創を与へている張本人であるが故に、その刑罰を極端に怖れて、被告人から誘拐されたと供述しまして殺意を強制されたの如く、『デッチ』あげて、自己のみが刑罰から逃かれんと又同情視され情状的見地から軽刑してもらほうと云ふ観点からの魂胆であると云はなければならない。のであります。

斯うした渡部正秀の事件の真相を歪曲し誤認の種子を育む最大の原因をなす供述調書及証言を何故検察官及裁判官が着破し得なかつたか、仮令着破していても、渡部正秀の供述が本件の根本的な証拠である以上これを故意に外したと思料せられるのである。斯うした渡部正秀の供述調書及証言が裁判官に予断を生せしめ、被告人両名にかへつて悪い結果をもたらし、あたかも計画的犯行であつたかの如く誤認された儘に処断される結果となつたのであります。

更に判示事実に

『先ず被告人高島信義は隣室三畳半の間に入り中村彌平の上に跨り所携の金鎚及び登山用ナイフを以て同人の頭部を強打し或は頭部頸部等を突き刺し』……とある。

が私は全々登山用ナイフは通用致して居ません。

先ずその兇器である登山用ナイフについてであるが、犯行当夜登山用ナイフは事件当夜に渡部正秀がバンドに差し込み

洋服着用の儘に就寢し所持していたものであり、被告人は事件当夜全然登山用ナイフは所持していなかつたのであります。

兇器を所持し得ずして、被害者を刺した等とは常識をもつてしても判斷し難い事であります。

それらの事実を裏付ける証拠としては、

犯行後逃走中に広瀬町から川南町の駅に到る間に於て渡部は被告人に対してこの様な事実を申しております。

『自分が（渡部正秀）登用ナイフを使つて夫婦を刺しましたところ夫婦共も、うなりながらあばれたので逃げ帰りました』

と云ひ直例のナイフはボストンバックに入れてあると云つている事実と又事件当夜事実被告人がナイフを使用して被害者を突き刺して居れば当然衣服及手にも血痕が附着する筈であるが被告人の衣服に一滴の血痕も附着していない実から推して如何に渡部正秀が事件の真相を『デッチ』あげているかゞ窺ひ知れると思ふ。

直渡部正秀の服に血痕が附着していると云ふ事実は登山用ナイフを使用して被害者夫婦を突き刺した動かぬ証拠であると云はなければならない。

◎兇器の処分等について。

計画的犯行ともなれば、過去に於ける犯例からして、兇器は犯行直後処分されるべきものであるべきが至当であるのに、被告人等は逃走中直も衣服に血痕の附着した儘に、ボストンバックの中に入れ又登山用ナイフも入れてあるは勿論、先分存知している被告人等が何故その処分をしなかつたか又、金鎚其の他衣服の証拠品を現場においたまゝに逃げて居るのです、広瀬町より川南町の間を徒歩して居るのだし、不審尋問と云ふ事も当然考へられるのに、其の儘兇器及衣類を所持していた事実は被告人等が計画的犯行でなかつた事を裏付ける証左ともなると思料せられるので有ります。

この様な発作的犯行であつたの証拠でもあるに拘らず原審に於て、被告人の担当弁護人が公判廷に於て、もう一度被告

人を鑑定を致して呉れる様頼みましたが『高宮澄夫の鑑定書に依つて被告人はあらたに鑑定するひつやうがないので却下するとその唯一の証拠であるべき鑑定書及鑑定しんせいを却下したので有ります証拠調べに於て、事実の誤認を是正する上に於て最も根本的基礎となるべき鑑定書を一方的に却下した事は被告人の基本権を無視したものであり、証拠の証明力を争ふ機会を一方的に制限したと云はなければならない。

以上判示第三の事実について誤認の趣意を述べたが、刑法第三八条一項に意なき行為はこれを罰せずとある、規定か適用されるべきで、本件に於て犯行手段に殺意が全然無かつた事は多論を要しませんが出血多量の為数時間後に於て死に致らしめたのでありますから当然本件の殺人の罪には刑法第二百五条第一項が適用されるべきと思ひます被告人達が被害宅をはなれる時も被害者両人様ともうなつておりました事実を共犯渡部正秀も申上げておるとおりで有ります。

本件の犯行に計画的殺意が無かつたと云ふ事実については第一項事実誤認の項で細詳に申述べました通り事件当夜の被告人の行動及犯行等から推して、被告人に殺害の意思があつたとは認められ無いと思料致します。

結果的に見れば、殺害した事実に間違はないが、その手段動機の犯情に依つて、自とその罪条の適用も異つてくるは勿論のこと、本件の於ての被告人の所為と殺人の罪として問罪するは、事実真相を救意に歪曲したものであると云はなければならない。

以上申述べた観点から推しても被告人の所為は刑法第二百五条第一項が適用されるべきが至当であると思料し且つ確信致すのであります。

本件殺害つまり死に致らしめた原因は出血多量の為でありその出血多量は渡部正秀の使用した登山用ナイフに依る刺殺貫通に依るものであるからして、殺害の主体はむしろ渡部正秀であるから被告人の所為は死に致らしめた直接の原因とは認め得られないからであります、原審に於ての現場検証及検察官側の実地検証に於つても明らかである通り被害者中村彌

平が寝具より相当這い上つて障子を外している点から推しても即死したとは認められず、又被害者は布団をかぶつた点からしても充分数時間生きている事を如実に物語つている証拠ともなると思料されます。原審はこれらの重大なる事実を把握しやとせずして徒らに主観にとらはれ、法の適用を誤つたものであるが故に余りにも酷いに失する判決となつたのであります。

又地方裁判の折に於て裁判官美坂金治裁判長は審理公判延においてニヤ〳〵笑いながら審理をなした事実が有ります。此のしんせいなる法延において「他国の人間を裁く時は笑つて裁かなければならないのか」裁判は良心に従つて職権を行うもので有ると思われます。被告人ばかりでなく多くの人もこの様な事実を申しております、これは基本的人権を無視され又（ブジョク）されて平等になされた者でないと思われます又判決を言渡されて最後の言葉は「被告人高島信義は絶対にまからないからね控訴は無だ」とニヤ〳〵しながら皮肉的なる事を申上げて居る……余りで有る苦悩のどん底に追ひ込んだ様なものだ、被告人の発言を制限し誤認が是正されない儘に現在にいたつています、悔辱で有ります以上の様な事実誤認が是正されなかつたと云う事は現代の裁判制度に於て憲法的感覚を無視した裁判は納得のゆくとは絶対に云い得ないものであります。又被告人が絶対に承服出来無いもので有ります。

同第一点第一項の㈢について（原判決判示に依ると）

『被告人は同家下宿人堤庚牛所有に係るジャンバー一枚ネクタイ、タオル各一本窃取し……』

として有りますが刑法第二百十五条に処断されているが事件真相を把握せぬ儘に結審されたが故で有ります。

以下その真相を述べて見ます。

被告人の勤務先福岡県春日原米軍本部基地B29司令官ペオ中佐宅の使用人として勤務中、福岡市内に於て米軍兵とペーオ中佐所有の自動車を交通事故に依つて小破した原因で解雇されていた当時に下宿先で有る福岡市東住吉東嶺一丁目奥田

力雄方に於てしば〳〵盗難事件があり、その容疑者として堤がうたがいを掛られ、堤は前々から下宿先の品物に手を掛けて居た事もはんめいされた為に被告人は同宿者として堤と同宿するのを嫌ひ解雇された当時で仕事もなく一応母の生れ故郷である富山市に行く事に決め、下宿屋の奥さんに手伝つてもらつて荷造りして堤に以前借してある五千円の金を請求したが返済して呉れず已むなく後日請求する事にし、富山市へ発つたのであります。

富山市磯部町百二三番地橋本恒次郎方で荷を解いた折に例の衣類が這入つているに驚き、早速郵送すべく思料しなではなかつたが、良く判断して見る時に遠く富山市にいる自分に果たして返済して呉れるだらうかと疑問し結局五千円の抵当として領つておく心算で所有していたもので有ります。

堤は窃盗容疑で取調べを受け冷視されていた当時であつたからこれ幸いと被告人にその容疑をなすりつけ様うと云ふ魂胆から告訴をしたものであると思ひます。

事実被告人が真から窃取すると云ふ意思があれば下宿の同室に堤の衣類が他に数十点もあるのに、被告人が態々中古ジャンバ、中古のネクタイ等を窃取し行くとは如何なる角度から見ても、窃取の意思がなかつた事を裏付けることゞもなると思ひます。直被告人の下宿時代の素行等の問題について同下宿屋の奥さんが何時でも証言して呉れるものと信じて居ります。被告人も堤庚牛にはあきれてしまひます。

五千円と云う大金を被告人から借りながら告訴するとはそこに何かなければ告訴出来ないはずです。

堤庚牛はヒロポン患者で有り又被告人に進めたのも堤で有ります、又堤は二ヶ月分程下宿代を借りて居るので月給に払ふからと頼むので借しましたが二ヶ月余りたつても支払つて呉れなかつたもので有つたのです堤の月給は一万二千で有りました又他人様からの借金が四万円程有ると云事実を本人から聞いております。下宿屋の奥さんからも堤に注意しなさいと注告を度々受けております。

以上事実誤認を三点に亘つて述べてきたが、本被告事件の犯行着手々段に於て全然犯意が無く、証拠調べ、つまり事実誤認が是正されなかつたと云ふ事は現代の裁判制度に於て憲法的感覚を無視した裁判は納得のゆくやり方でないのではないかと思われます公平な裁判即ち偏頗の惧れのない裁判であるとは絶対に云い得ないものであります。又被告人が絶対に承服出来無いものであります。

◎以上申述べた如く本被告事件が審理に於ける訴訟指揮に於て憲法的感覚が薄い為に良心と独立か原審に於ては無視されて居り斯る不合理な裁判を受けた我々の為にこそ三審制度の以所が存じ遵法精神に立却して、当然厳正公平な裁判が行はれなければならないものと確信致しますもので有ります。斯る不合理極まる裁判が撤回され事実の誤が是正されない限り犯せし罪の処罰の前に素直に服さんとする被告人の良心は絶対に慎らないものであります。

被告人の法的無智と神経的異常状態から吃る事が悪下して又取調べの時など気が遠くなるし口が全々きけなくなる事も有り逮捕当時の精神的に疲れきつていて取調べに際しどうなつても良い、どうせ犯せし罪だからと左程供述には観心をもたなかつた事を科用し検察官の言はれる通りに返事致したので有り初犯で有つた為自分で何を検察官にのべた事さへ、わかりませんでした誘導的尋問に依つて作成された訴訟記録か或面に於ては非常に被告人にとつて不利益な証拠ともなつているので有ります。

健全なる理性と良識と以て言へば必らす終審に於て被告人に料せられた酷い判決か是正されるに違いないと盲く信じ法律適用の適正を強調し切望致すもので有りますが最高裁判所裁判長及倍席裁判官の御問断を乞ふ以所で有ります。

以　上

昭和三〇年(あ)第六三七号

弁護人森武喜の上告趣意

右の者に対する窃盗、強盗殺人等被告事件につき左の通り上告の趣意を陳述いたします。

第一点　原審判決は事実の誤認、審理不尽の違法がある。

原審は第一審判決の「罪となるべき事実」第四に記載した事実をそのまま認定し被告人に対し強盗殺人罪として死刑という極刑の言渡をしたがこの認定は事実を曲解したものである。

本件につき第一審及び原審は相被告人である渡部正秀の供述を真正なるものと盲信して絶対的の証拠力を認め被告人の真実の供述を軽視した形跡は判決自体により明かである未成年者誘拐の事実強盗殺人の事実については殊に甚たしい感がある。

渡部正秀は当時十六歳の少年であつて思慮分別の成熟しない年令であるに拘わらず同人の供述書を閲読するときは少年の自供と認めることのできない程理路整然と記載がしてある、吾人の社会通念からこれを観察すれば通常の常識を有する成人の供述と毫も異なるところがないように考えられる。

果して渡部正秀の自供そのまま記載した供述書であるか或は一定の事実を構成しておきこれに嵌当するように聴者が曲筆したものであるか多大の疑問がある。

斯る社会通念に反する証拠を唯一の資料として被告人を裁断することは証拠の取捨、選択、解釈は原審の専権に属するものであるとして一蹴すべき性質のものでは絶対にない。よろしく誰人が観ても心から納得し承服し得るに足る証拠に基き判断した結果なお死刑に処すべきものなりとするなれば被告人も釈然としてこの重刑を甘受すべきであるが、弁護人は

被告人　高島信義

原審があまりにも形式に捉われ常識を逸した―採証の法則に反した裁判であることを認めるものである。

原審はよろしく斯る点に想を致し調書の作成者を喚問して自供そのままの記載であるか否を調査した上採否を決すべきが当然であるに拘らず敢てこの挙に出でなかつたことは結局審理不尽―事実誤認の違法があるといわなければならない。

第二点　原判決は事実誤認の違法がある。

原判決は第一審判決の「罪となるべき事実」第四につき左の通り判示している

所論原判示第四掲記の事実につき原判決の挙示する証拠を綜合すれば、被告人両名が前もつて同判示掲記の被害者等を殺害して金員を強奪すべきことを共謀し計画していたこと、被害者等の殺害行為は原判決認定のとおり被告人両名がそれぞれ分担してなしたこと、被告人高島信義は本件犯行当時心身喪失乃至心身耗弱の状況にはなかつたこと、及びその他の原判示事実も原判決認定のとおりであることが認められ、その間反経験則等の違法はない。しかして右事実に徴すれば被告人高島信義が被害者中村彌平の頭部を金鎚で殴つた点について所論のように誤想防衛の観念を容れる余地のないこと多言を要しないし、また兇器の処分が所論のとおりであるとしてもそれを以て直ちに本件所為は計画的犯行でなかつたとはいい得ないところである。

しかれとも右の認定は左の点において違法かある。

(1)　被告人両名は前もつて被害者中村彌平等を殺害して金員を強奪する意思は毫頭なく、初めは金員を窃取することのみが目的であつたことは被害者夫婦に対しアドルム入りコーヒーを飲ませ熟睡させんとした一事に徴するも明かである。

若し原判決の如く初めから殺害する意思があるなればアドルム入りのコーヒーを飲ませ熟睡するを待つて殺害に着手するの必要なく被告人両名の体力と七十二歳の中村彌平及び八十三歳の中村ナオの体力を比較するときは何時でも容易

に実行し得るところであるのみならず、深夜熟睡するを待つてもよく目的を達し得らるることは吾人の常識により当然に考えられるところである。故にこの点に干しては被告人の主張する如くアドルム入りコーヒーを被害者に飲ませて熟睡させ金員を窃取せんとしてカギの掛かつている箪笥の戸を開けんとしたとき箪笥の上にあつた箱が落下した音に熟睡していなかつた中村彌平が大声を発したので被告人は驚きと恐怖のため生来性の性格異状による興奮か爆発し誤想防衛のため毫も予期しなかつた行動を突発的に敢行したものと認むることが正当であるにかかわらず原審はこの条理に反する認定をした違法かある。

(2)　原判決は被告人が被害者中村彌平の頭部を金鎚で殴打し登山用ナイフを以て頭部、頸部、胸部、背部等を突き刺した結果右彌平は右側頸部刺創による内頸動脈三分の二切断左背部刺創による胸部大動脈貫通刺創による出血多量のためその場に即死せしめたと判示しているがこの点についても原審は認定を誤つている。

被告人は(1)に記述したように金員を窃取せんとする際に落下した物音に大声を発した被害者中村彌平の動作に興奮し所持していた金鎚（タンスの戸を開けるために使用する目的で）で頭部を殴打したのみであつて登山用ナイフは渡部正秀が所持し同人が中村彌平夫婦を刺したことが真実であることは押収に係る登山用ナイフの鞘（証第一号）一個しかない事実に徴するもまた中村夫婦に対する刺創部位を比較するも殆んと同一態容である点から観察するも同一人による刺創であることが明かである、若し被告人両名が原審認定の如く別々に刺したものであるなれば刺創部位の異なるのが通常の観念である。

のみならず被告人の着衣には一滴の血痕も附着せざるに反し渡部正秀の衣類に附着していた事実から推考するも被告人が登山用ナイフを以て判示の如き部位を刺したものでないことを認めるに十分である。

然るに原審は斯る点につき留意することなく信ずべからさる渡部正秀の供述調書を過信し以て事実に則さない実在せ

ざる事実を認定し被告人に刑責を負わしめたことは違法である。

(3) 原判決は第一審判決摘示の被告人両名は中村彌平夫婦をその場に即死せしめたとの事実を認定している、而て即死せしめた原因は判示の各部位の刺創による出血多量のためと説示している。

上叙の如く被告人は金鎚を以て中村彌平の頭部を殴打したのみであつてナイフによる刺創は渡部正秀のみの行為によるものであるから被告人の強打行為の結果として出血多量であるなれば被告人の行為も死の直接原因であるというべきであるが、出血の甚たしき事実及び強打が死の重要原因であることの証拠判示は毫もない。

然らば死の直接原因が刺創のみによる出血多量のためであるとする以上渡部正秀のみの行為に基因するものであつて被告人の干係しないところである、而も被告人と渡部正秀の各自がなした行為はサイ然と区別し得るところである。しかるに原審は斯る点につき十分なる調査をなさずして被告人に責任を分担せしめたことは違法である。

以上(1)乃至(3)は犯罪の構成及び課刑に干し特に慎重を期すべき重要事項であるにかかわらず措信し得べからざる証拠を漫然と過信し認定処断したことは違法といわなければならない。

第三点　原審は被告人の心身障害につき鑑定人高宮澄男の鑑定の結果を誤認し犯行当時及び公判当時においても責任能力ある人格者と認め事実の成否についてのみ判断し犯行当時たとえ心身喪失或は耗弱者でないとしても犯行時における心身状態が正常であると然らさる場合とは自ら刑責に重大な影響を及ぼす干係にあることについては毫も考慮した形跡がない。

この点につき原判決は理由（控訴趣意書第一点に対する説示中）において

被告人は所論のように分裂病質を中核とする性格異常者の示す一種の軽い変調状態にあつたものではあるが、なお責任能力ある人格者であつたばかりでなく現在も同様であることが認められるので、本件犯行当時一種の軽い変調状態にあつた一事をもつて直ちに被告

人が本件犯意を欠いでいたとは言い得ないところである。

と判示し違法阻却に干する説明をした。

而て高宮澄男作成の鑑定によれば

被告人は生来性の性格異常者である。昭和二十七年十一月十五日頃より同年十二月二十八日に及ぶ本件犯行当時はこのような異常性性格者の示す一種の軽い変調状態にあつたものと認める。而してこれを法家の責任能力についてみれば現在は生来性の性格異常者であり、犯行時はその変調状態にあつたのではあるが、なお責任能力はある人格と判定する。

と記載してある。

右鑑定の結果は専門的難語多くして、その程度を知ることは容易ではないが要するに犯行当時は分裂病質を中核とする複合性性格異常者であつて、このような異常性格者の示す一種の軽い変調状態にあつたものと認定したことは明かである。

以上の鑑定の結果と被告人に対する所謂強盗殺人行為とを対比考覆するときは上叙の如く、当初は金員を窃取せんことを目的として着手したところその中途において被害者中村彌平が大声を発し起ち向わんとするの動作があつた為分裂病質性格異常者である被告人は誤想防衛の感か強く湧出したので窃取に使用すべく所持していた金鎚を以て強打したものであるが、仮りに原判示の如く更らにナイフを以て刺した行為があつたとしても瞬間的に病的興奮が爆発したものであつて、性格的正常者であつたなれば直ちに逃走する等殺害以外の方法によるべきが常識であると思惟せらるるに拘らず敢て斯る行動に出でたことは全く病的性格のなさしめたものと断定するの外はない。

原審が斯る点につき果して十分なる理解と考察を払つたか否記録に徴するもこれを肯定する資料は乏しいのである。よ

ろしく被告人の犯行時における精神状態につき再鑑定をなし両鑑定の結果を綜合考慮した上犯罪阻却の原因ありや否、仮りにその原因なしとするも軽減の原因ありや否につき慎重に探究すべきであるにかかわらず、毫もこの挙に出でず独断専行変調状態にあつだがなお責任能力ある人格と認定したことは早計である。

一般社会通念から推想するも殺害等の重大行動に出づるときは一時的にも異常性格者となるものと認められる、既に正常者であつて然りである。以上生来性性格変調者である者はその度合の一層深いものがあると思料するは洵に当然であるから、その度合を究明することが最大必要事項であるに原審はこの重大な点を看過し被告人の犯行を誤認し極刑の判決を言渡したことは違法であつて審理不尽の非難は免れないところである。

第四点　以上第一点乃至第三点に説述したところにより被告人の刑責は第一、二審の判決の如く死刑に処すべき犯行でないことが明かであるにかかわらず原審は事実の誤認、審理不尽の結果重刑を科したことは甚たしく重きに失するものであり正義感に反する違法がある。

我国の憲法上死刑を認むべきや否に干しては学界を始め一般国民間における重大問題として論議せられつつあることは顕著な事実であつて、死刑廃止説か漸次強く支持せられつつあることも争えないところである。憲法第三十一条及ひ第三十九条前段等により死刑の課刑はつとめてこれをさけるべく努力すべきことは世論に徴するも言の俟いところである。

もしやむを得さるに出でたる死刑の判決あるときはあらゆる訴訟上の手段を構じ且犯行当時における一般社会状勢を探究し何故に斯る犯罪か生ずるか政治、経済、生活、思想的動向等あらゆる角度から究明して、その原因を衝き反面一般社会に及ぼす影響、犯行者の犯行当時における精神状態環境報仇主義によるべきか、他戒主義か等を慎重に考究し更らに裁判所の是等の点に対する冷静な反省と良識により死刑に処するの外なしとする崇高なる信念に基くものでない限り不法に人の生命を奪うことになり罰せられざる殺人行為を敢行するに等しい結果を招来することになると言わなければならない。

斯る観点から本件被告人の行為を静考するときは、既述した如く被告人においては死刑に処すべき価値ある行動に出ていないことは明白であるにかかわらず原審は事実を誤認し且審理不尽の結果刑の減免に干し深く考慮反省しないまま死刑に処する旨の極刑を課したことは重大な問題であつて、更らに審理を開始し紙背に徹する調査をしなければならないことを強張するものである。

(イ)　原審が違法な判決をなすに至つた最大な原因は第一点に説述した如く相被告人であつた少年渡部正秀の自供そのままを録取したものと考えられない供述調書を過信し証拠として採用するにつき難点あるにかかわらず、これを看過し裁判所の専権に属する取捨選択の範囲を逸脱したこと。

(ロ)　従つて第二点掲記の敢行せざる行為に対してまで刑責を負わしむるに至つたこと。

(ハ)　特に第三点に指摘した被告人の心身障害につき鑑定の結果を十分に理解することなく、単に責任能力ある人格と判定する旨の字句を軽信し分裂病質を中核とする複合性性格異常者であり犯行当時その変調状態であつたことを軽視した結果によるものである。

以上の諸点から観察し社会常識から静考するときは、本件は原審が軽扱判断したことにつき多大の疑念を抱くものであつて斯る疑念の重積する事件については殊更慎重に事案を究明し裁判官とし一面社会人として死刑に処するの外なしとする良識により宣告しなければならないにかかわらず証拠の形式に重きをおき、よつて生する原因に想をいたさなかつたと観らるべき形跡がある。

仮りに被告人に判示の如き犯行ありとし犯行当時心身喪失、又は耗弱状態でないとしても少なくとも心身変調者であり性格異常者であつたことは争のないところであるから、斯る欠陥のない正常者のなす行為と同一視し処断することは明かな違法であるといわなければならない。

況んや被告人の行為につき死刑に処する以外に処断する方法なしとするは偏見も甚たしいものであつて疑念の存する事件としまた他戒主義を採用し無期、又は極限の有期懲役に処し以て被告人に十分なる反省を促すと同時に被害者の冥服を祈念せしめることが刑事政策の根本精神から論するも洵に正当であり、憲法上から論議せらるる死刑廃止に干する世論にも合致するものであるから斯る点につき原審は深甚の考察をなさず極刑に処したことは刑の減免に対する判断をおろそかにした違法かある、何卒本件につき審理開始の上徹底的に調査の上公正な判決を望むものである。

以　上

昭和三〇年(あ)第一三五六号

決　定

本　籍　千葉県旭市神宮寺一九七一番地の二
住　居　同市ハの一四番地
無　職
平　野　道　子
大正五年一〇月一日生

右公職選挙法違反被告事件について昭和三〇年二月一七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人平野一郎の上告趣意第一点は違憲をいうが未だ被告人の自白が所論のように強制或は脅迫によるものであるとは記録上認められないから所論違憲の主張はその前提を欠き、同第二点及び同第三点は結局事実誤認、単なる法令違反の主張に帰しいずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年七月二九日

最高裁判所第二小法廷

昭和三〇年七月二九日決定　昭和三〇年(あ)第一三五六号

裁判長裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎
裁判官　池田克

弁護人平野一郎の上告趣意

右者に対する公職選挙法違反被告事件について左の通り上告の理由を上申致します。

第一点　原判決は憲法第三十八条に違反したものである。

原判決は第一審に於て被告人の供述調書を証拠としたことに対する、弁護人の控訴の趣旨を排斥し、これを単に任意になされた供述を録取したものであると判断し、これを許容している、然れどもこれは検察官により「夫を逮捕する」と云はれて調書が作成された旨の同人の第一審公判に於ける供述並にこれを裏付け得る処の同公判に於ける証人平野一郎の供述調書中

問、奥さんから検察官に調べられたときの状況について何か報告されましたか、

答、報告されました、

問、どんな報告がありましたか、

答、検察官から主人を逮捕するといわれたが逮捕されては困るので検察官のいうとおり述べて来たといい、更におかしいなあ、あの金は高橋関係の金だつたかしらと云つていました、

問、その点間違いありませんか、

答、間違いありません、その点は私が清宮副検事に会つたとき奥さんが全部背負つているからと云つたことでも明かです、

との記載があり、

被告人平野道子

同人は弁護士を職業としているものなることは記録上明かである。

されば斯ることにより逮捕されるが如きことあらんか、不名誉この上もなくいち早く新聞に掲載されることは火を見るよりも明かにして、たとへ起訴されるが如きことがないにしても著しく信用を失墜することは当然とするところであり信用を唯一の営業の拠点とする弁護士の妻である被告人に対する「夫を逮捕する」との検察官の言葉は被告人にとつては生命を取られるにも近い害悪の告知なりと謂うを得べく、法曹界に身を置く者なれば何人なりとも首肯し得るところである。

これが為め被告人は第一審公判に於て「検察官に対し私が犠牲になると云ひました」とも供述している所以はこれを如実に物語つている。

従つて右検察官に対する被告人の供述調書記載中自白に該当するものがあるけれどもこれ右の如き強制的脅迫的効果の強大なる害悪の告知がなされて取調べがなされたものなる以上、強制脅迫によりなされたものと認むるを得べく、これを証拠とすることのできないこと、憲法第三十八条第二項に明かに定むるところである。

然るに原判決はこれに違反した第一審判決を容認しているものなれば同じく憲法違反の判決なりと謂はざるを得ないから当然破棄を免れないものと堅く信ずるものである。

第二点　原判決について

原判決には事実の誤認がある。

「原判決挙示の証拠を綜合すれば原判決の認めた事実はその証明があつたものと認めることができ本件記録を調査するも原審の認定は事実を誤認した違法があるものとは認められない。

所論は原審が採用しなかつた証拠又は原審が採用した証拠中被告人に有利な部分のみを捉えてこれを以て原審に事実誤認の違法があると主張するものであつて、ひつきよう原審が適法になした証拠の取捨判断を非難するものに外ならないからこれを採用することができない。」

と判示し以て第一審に於ける事実の認定を容認した。然し乍ら証拠の取捨判断は裁判官の自由心証によるべきことは論を俟たないけれども、これはその独断を許したものではない、吾人の経験則や論理に合致したところの客観性ある判断でなければならない。

裁判官の証拠に対する判断に対してこれを非難することが許されないとするならば何を以て証拠の取捨の適正、その証明力の客観性論理性を保障出来得よう。

第一審認定の事実は

「被告人は昭和二十八年四月二十四日施行された参議院議員選挙に際し千葉県地方区から立候補した高橋統間の同選挙区内の選挙人であつたものであるが同月二十二日同候補の選挙運動者佐藤実、同加瀬永治の両名より被告人の肩書所在地に於て同候補者に当選を得しめる目的を以て同候補のため投票方の依頼を受け其の報酬として供与されるものであることの情を知り乍ら金三千円の供与を受けたものである」

と謂う。然れども本件記録を精査し全証拠を綜合考察するとき、かりに本件金員授受の趣旨が高橋統間に関係ある金員なりとするも、公職選挙法第二百二十一条第一項第四号の所謂供与を受けたるものとは吾人の経験則常識から到底認むることは出来ずして同条同項第五号に規定する所謂交付を受けたものと謂はざるを得ない。

斯く断定せざるを得ない根拠としては被告人は弁護士平野一郎の妻にして同日加瀬永治が夫一郎を訪ねて来たが同人が不在なりしため同人に宛てた金三千円入の封筒を置いて行き、被告人はこれを返すに返されず預つていたに過ぎないものであるからである。

これ即ち

(一) 第一審に於ける被告人の公訴事実に対する認否に於て、本件金員は夫に対する金と思うとの趣旨の供述記載

(二) 第一審証人加瀬永治の供述調書中

訪問先は平野一郎氏なる旨の供述記載

(三) 被告人を取調べた検察官である同証人清宮善一の供述調書中

問、加瀬は誰に会う心算で平野方を訪れたといいましたか、

答、平野一郎氏を訪ねたが奥さんに会つて話したと供述しました、

問、平野道子を取調べた結果証人はその現金入封筒は道子自身に宛てたものと解しましたか或は道子を通じて平野一郎に宛てたものと解しましたか、

答、本人は訪ねて来た男に先生は留守ですと云つたところ、その男はでは先生に之を渡して下さいと封筒を置いて行つたから受取つた、そして主人が帰宅してから主人にその旨話すと主人からそんなものを貰つては困るといわれたので自身で預かつているうち使つて了つたと供述しました。

問、加瀬永治が平野道子に渡した金は平野一郎に宛てたものではないか、

答、全般的に見るならば加瀬永治は平野一郎を訪問したことが明かでありましたが、加瀬は一郎が不在だつたので金を妻に預けたのであります、

との記載

(四) 加瀬永治の検察官に対する供述調書第五項中

海上郡旭町弁護士平野一郎方を訪ねますと、平野先生が不在でしたので奥さんらしい四十才位の女の人に佐藤さんから指示された通り申し伝へて現金三千円入りの封筒一個を渡し

との記載

(五) 被告人の検察官に対する供述調書第五項の

以上申述た様な状況で此の現金三千円は私の夫に高橋候補の投票取纏の依頼の報酬である事を知り乍ら受け、主人に叱られてそんな物はもらいるかと云はれたので私が致方なく生活費の一部に使込んで了つたのは事実であります

との供述記載

等によつても明かなると共に留守を預る妻である被告人のことなれば、斯く認むるを以て最もよく吾人の経験則乃至一般社会通念に合致するものと謂うを得べし。

従つて第一審の前記事実認定を容認した原判決は事実誤認も甚しいものと謂はざるを得ない。而して被告人は前記高橋の選挙運動者でなかつたことは、記録上明かなところであり、公職選挙法第二百二十一条第一項第五号の規定によれば、交付を受けた者が処罰される場合はその者が選挙運動者なることを要することになつているから右事実誤認は被告人の罪の有無を決定づけるものであるから原判決はこれを破棄しなければ著しく正義に反するものなること理の当然とするところであり判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認なること論を俟たないから破棄を免れないものと確信する。

第三点　原判決は証拠法則に反した違法がある。

一、原判決は控訴の趣意第一点について、

「前略所論は原審が採用しなかつた証拠又は原審が採用した証拠中被告人に有利な部分のみを捉えてこれを以て原審に事実誤認の違法があると主張するものであつて、ひつきよう原審が適法になした証拠の取捨判断を非難するものに外ならないからこれを採用することができない。」

と判示した。

然れども証拠の証明力は裁判官の自由な判断によるものなること論を俟たないが裁判官のなした証拠の取捨判断は形式的に適法なることを要するのみならず実質的に適法なるを要する。

自由な判断に委すとは裁判官の恣意専断を許す意味でなく単に法規による形式的拘束なき意味に於て自由なることを意味するから根本的に法律の理念に依る制約を免れぬ、即ち刑事訴訟法の要求する実体的真実のために証拠の証明力をはかりその証拠価値を判断しなければならない、されば証拠による事実の認定は純粋なる自由裁量の意味ではなく適法なる証拠調を経た証拠の取捨判断は裁判官の完全なる自由判断の問題ではなく、尚実質的に一般経験則論理則に従つて行はれなければならない。

従つて裁判官は公判に顕はれた適法なる全証拠を綜合考察し比較考量の上全証拠から見て事実認定の合理性必然性が客観的に一般経験則論理則に合致するか否かを判断しなければならない。

されば右の如き判断が論理或は吾人の経験則に合致するや否やを論ずることは当然弁護人の弁護権の範囲に属しまた国民の権利である。然るに原判決はかゝる配慮を全くなすところなく慢然恰も裁判官の証拠に対する取捨判断は適法なる証拠能力ある証拠であれば擅権的なものなるかの如く形式的適法なる証拠の取捨判断に対しては非難し得ないものと謂う、これ刑事訴訟法第三百十八条を形式的外形的にのみ解釈したところの結論であつて、全く実質的なる解釈を誤つたところの独断的判断にして違法なるを免れないものと謂うべきである。

二、被告人が第一審認定の如く高橋候補のため投票方の依頼を受けその報酬として供与されるものであることの情を知つたと云う事実、即ち投票の報酬なることの認識並に自己に供与されると云う事実に対する認識があつたか否かにつき証

(一) 被告人の第一審第一回公判に於ける供述中

「若しお差支へなかつたら高橋さんをよろしく」と云つて帰りました、しかし私はこの時迂闊にも二人が主人と同業の椎名先生の事務所から来たと云う言葉だけが強く響いていたので二人が選挙のために訪ねて来たとはぴんと来なかつたのであります

との記載

(二) 同人の検察官に対する供述調書中

本年四月二十二日午前十一時四十分頃私方へ三十才位の男が玄関で私に椎名の事務所から参りました選挙中は色々お世話になりましたとお礼を言はれた後で直くその男は封筒を二つ折にしたものを私に出し乍ら之は事務所から来たものです引続いて参議院は高橋さんをお願ひしますと言ひ置いて素早く立去られたので私は選挙の金か、連絡の手紙か、半信半疑で之はと言ひ乍ら確めてから受取るか返さうかと思ひましたが遂に後を追い掛る訳にも行かず受取つて了ひました

との記載

(三) 証人平野一郎の供述調書中

問、証人は昭和二十八年四月二十一日頃の夜自宅で妻の道子から当日銚子市の椎名隆の事務所から来たという男から参議院の高橋候補を頼むといわれて金を受取つたと云う報告を受けたことはありませんか、

答、そんな報告を受けたことはありません尤も椎名先生のところから若い者が二人挨拶に来たといわれたことはあります、

問、平野道子は検察官に取調べられたときそう報告した為証人から大分叱られたと供述していますがどうですか、

答、成程その晩妻を叱つたことはありますしかしそれは妻がその日椎名先生の使が来て参千円置いていつたといつたので、

私が椎名先生の衆議院議員選挙運動に協力したことはいやしくも私と椎名先生の間柄からいつて金銭の問題ではないきたない、兄弟以上の間柄なんだから金は返して置けと叱つたのであります、

問、奥さんから検察官に調べられたときの状況について何か報告されましたか、

答、報告されました、

問、どんな報告がありました、

答、検察官から主人を逮捕するといわれたが逮捕されては困るので検察官のいうとおり述べて来たといい更にしかしおかしいなあ、あの金は高橋関係の金だつたのかしらといつていました、

問、その点間違ひありませんか、

答、間違いありませんその点は私が清宮副検事に会つたとき奥さんが全部背負つているからと云つたことでも明かです、

との記載

(四) 証人八木辰太郎の供述調書中

問、昨二十八年四月二十四日施行された参議院議員の選挙に関し平野氏と何か話合つたことはないか、

答、誰に投票していいか判らなかつたので投票日の朝聴きに行つたところ平野先生から俺も誰に入れていいか判らないが隣村から出ている加瀬完にでも入れたらいいだろうといわれました、

問、いつも平野一郎氏から態々誰に入れたがいゝと話があつたのではないか、

答、そうです、

との記載

等より見ると被告人やその夫一郎は高橋候補に対する関心が全くなかつたことが認められまた被告人には本件金員が高橋の選挙関係の金なりとの認識すらなかつたものと認むるを妥当とすべく、これが投票に対する報酬なりとの認識があつたと謂う証拠は何処にも全然存在せず却つて認識がなかつたと認むるを得べき右の如き証拠がある。

而して右金員が被告人自身に対して供与されるものであると云うが如き認識があつたと認め得べき証拠もなく却つてこれはその夫一郎に対する金なりとの証拠が存在するに過ぎないこと前述の通りである。(第二点掲記の証拠参照)

従つて第一審に於て被告人の犯意のあつたことを認めたのは証拠なくしてこれを認めたものでこれを容認した原判決は虚無の証拠により事実を認定した違法があるものと断定せざるを得ない。

三、第一審がその事実判断の資料たる証拠として挙げている加瀬永治の検察官に対する供述調書は強要に基くものであるとの同人の第一審に於ける証人としての供述があり、右調書記載の供述が同人の右公判に於ける供述よりも特に信用すべき情況の下に作成されたと云う何等の根拠はなく右の如く却つて特に信用すべからざる情況の下に為されたものと認むるを得べき積極的根拠があるものと謂はなければならぬ。

合理的判断は根拠なくしてはできない、斯る合理性を何等顧慮することなく裁判官が唯検察官作成に係る供述調書を

採ればこれ即ち特信性あるものなりと固執することが正しいとするならば刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号但書の規定は何等の存在価値もないと謂はなければならない。

右規定の存在意義を考へ何れを信用すべきか、何らかの根拠に基く判断にして始めて合理的なるもの適法なるものと謂はねばならぬ、然るに拘らずこれを慢然特信性あり任意性ありと為した原判決は刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号但書の規定に反した違法なるものである。

以上何れも証拠法則に反する違法あるに帰しこれ等の違法は何れも当然に判決に影響を及ぼすべく、また被告人の罪の有無を決定づける重大なるものなること明かなれば原判決はこれを破棄しなければ著しく正義に反するものと認めなければならない。

以　上

昭和三〇年(あ)第一四一一号

決　定

本　籍　朝鮮全羅南道済州島城山面蘭山里　以下不詳
住　居　東京都豊島区池袋六丁目一九二六番地　田中幸太郎方
　　屠　拾　い
　　三原丁用こと
　　夫　丁　用
　　明治三九年三月二三日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和三〇年四月二一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人正田光治の上告趣意は、単なる訴訟法違反、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（裁判所が刑の言渡をした場合において、刑訴一八一条一項但書により被告人に訴訟費用を負担させないときは、その旨を主文に判示する必要はないから、原判決に所論の違法は認められない。）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年七月二九日決定　昭和三〇年(あ)第一四一一号

昭和三〇年七月二九日決定　昭和三〇年(あ)第一四一一号

昭和三〇年七月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

昭和三〇年(あ)第一四一一号

弁護人正田光治の上告趣意

右窃盗被告事件につき左に上告の趣意を陳述いたします。

一、原判決の主文は本件控訴はこれを棄却する。当審における未決勾留日数中六十日を原判決の刑に算入するというのであるがその理由を見ると末尾に「また当審における訴訟費用は刑事訴訟法第八十一条第一項但書によつてこれを被告人に負担させないこととし主文のように判決する。」とある。これによると原裁判所は控訴審の訴訟費用は被告人に負担させないこととし其の旨判決を言渡すことに合議がまとまつたのであるが判決書作成にあたり間違つて其の点を主文から落したものと思はれるのであるが他面訴訟費用を被告人に負担させない旨の合議に基き判決書を作成したがその完成前に其の点を変更して主文から削つたが理由の該当部分を削除するのを忘れたものではないかとも考へられ裁判所の真意が那辺にあるか不明である。

結局原判決は主文と理由とにくいちがいがありこれは判決に影響を及ぼすべき法令（刑事訴訟法第四十四条第一項）の違反であつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる場合に該ると考へられる。被告人の家族は妻光子当三十三才と子供五人（十三才乃至一才）の外妻の母六十八才の七人で妻は病身であるから被告人一人が此の家族を扶養しているのであるが全然財産なく四畳半一室の借間に住み屑拾いをしながら赤貧のどん底に暮しているものである。本件の犯罪も生活の苦しさからつい犯したもので盗んだものは価格合計五千円位の白米七升位在中の米櫃と真鍮性のタドン

被告人夫丁用

形整器二個だけでそれも被害者に還付されたから現実には損害はない、被告人は昭和二十八年七月大森簡易裁判所で窃盗同未遂罪により懲役壱年に処せられ三年間執行猶予中のものではあるが本件犯罪は貧の苦しさから已むなく犯したもので常習性に出たと認められないのみならず被告人は犯行後家族が久し振りに白米の御飯を食べて喜ぶ顔が見たいと急ぎ足で帰る途次悪いことをしたと良心の苛責に堪えかね自分の現状をつくづく情無く思い乍ら歩いて居るとき逮捕されたと述懐して居る、被告人の控訴趣意書参照）ところを見ると悔悟の情顕著で再犯の虞はないことが認められる。以上諸般の情状を参酌すれば被告人に対しては再度の執行猶予の裁判を賜はるのが相当であるに拘らず原判決が実刑を科したのは量刑重きに過ぎ著しく正義に反すると思料する次第である。仍て原判決を破毀し被告人に対し執行猶予の裁判を賜はりたい。

以　上

昭和三〇年(し)第三二号

決　定

京都府与謝郡野田川町字石川二九一七番地

抗告人　谷口豊蔵

右抗告人に対する貸金業等の取締に関する法律違反、森林法違反、恐喝、詐欺、賍物故買被告事件につき、大阪高等裁判所が昭和三〇年六月一四日なした裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対し、右抗告人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

理　由

抗告人谷口豊蔵の抗告理由（後記）について

所論は、違憲及び判例違反をいうが、いかなる判例に反するかを具体的に示しておらず、実質は原決定の即時抗告理由に対する判断に法令の解釈に誤りがあり、かつ、右抗告理由の一部に対する判断を遺脱した違法があるという訴訟法違反の主張に帰し、特別抗告適法の理由にならない。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年七月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗　山　茂

昭和三〇年七月二九日決定　昭和三〇年(し)第三二号

裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎
裁判官　池田克

昭和三〇年(し)第三二号

特別抗告の申立

京都府与謝郡野田川町字石川二九一七

申立人　谷口豊蔵

右は大阪高等裁判所昭和三〇年(く)第一二号抗告棄却の決定正本は昭和三〇年六月二六日正午之を受取りたり而してその決定の棄却理由を検討したるところ憲法及び判例違反があると思料せられるので憲法第八一条、刑事訴訟法第四〇五条の規定に基き特別抗告を申立ます仍て審理相煩したい。

申立の趣旨

一、原決定の棄却理由の第一項の記載を見ると抗告人の疏明を以ては松本判事の逮捕状の発布が違法であるとは窺知出来ないと断し去り（団子をころがしたような捕へどころもない説示）又松本判事がなした勾留手続勾留理由開示手続も刑事訴訟規則第百八拾七条第二項但書第五項に違法でないと説明しているが同法の規定の精神は『事件の審判に干与すべき裁判官はその処分をすることができない』と限定されている依て第一回の公判期日までの勾留に関する処分は公訴の提起を受けた裁判所の裁判官が勾留処分をせねばならん規定であるから松本判事がその処分をしたのは適合と認められるが「本案の審判に干与することは断然禁じられている」然るにも不拘公判期日を指定した（昭和二九年一二月八日付松本正一判事発行『公判期日通知』別紙写本の通り。

然らば松本正一判事が本案の審判に干与することは一点の疑もないと同時に前記法条の但書の規定に触れることも又明然たること言を俟ず、然るに原決定は違法なしと断し去りたるは正しく法律の解釈をあやまりをる。

二、原決定の第二項の理由を見ると抗告人の主張事実を誤解しているがために執行異議の訴は民訴法第五百六十二条第四項

により普通裁判籍を有する宮津支部が適法である旨の記載をなしをるも抗告人は執行異議事件の訴を宮津の支部に提起したのが違法とは言ふていない抗告人が所論として主張する点は、『執行文が違法だと主張したから果して違法だと言ふならばその執行文を発行した裁判所書記の俸職している裁判所又は公証人の附与した公証役場を管轄する裁判所へ執行文附与違法の訴を起し此裁判が確定して執行異議の訴を債務者の住所する地を管轄する宮津支部へ起すのが適法であると抗弁した、ところば問題の執行文附与者が京都地方法務局所属福知山市の公証人であつたから福知山の公証人役場を管轄する福知山裁判所が裁判するのが法律の明文で明然としている之を冒して宮津の支部で松本判事が裁判したのは適法であると抗告状に記載しているに此点を無視して執行異議の点のみを捕へて民訴法第五六二条第四項に該当し違法なしと論断せるに大審院の判例に背き且つ法律の解釈を誤り牽強附加的の違法ありとする。

三、松本正一判事が抗告人に対し審判せんとする事案は貸金業の取締に関するもの訴外吉田宗右ェ門なる努が同業のねたみで自分わ許可を得て貸金業をしている谷口は許可なくして貸金業を営み自分の営業に影響するから処罰して呉れとの申出書を警察に出し又愛屋梅次郎、金谷繁治なるものを買収し愛屋に対しては谷口より借金の告発をさせ金谷には同人の山林立木盗み取つた旨の告訴をさせ更に進んでは吉田の所有に属する与謝郡石川村小字姫路六九〇番地の山林立木を谷口が中西由雄、落合徳雄、吉田梯二の三人を使役して昭和二五年の三、四月頃時価七、八千円相当を窃取したなどと言ふ告訴を出したので副検事高田正央は検事の経験も浅く人間が少し白痴の様で事理を解する能力なきように認められ男で附和雷動して前記の六九の番地の山林は昭和八年吉田宗右ェ門から谷口せいが売買でその所有権は谷口せいに登記済で移ている之を昭和廿五年頃谷口が処分したとて吉田宗右ェ門の所有山林を侵した行為には該当せぬ、吉田こそ誣告犯を構成している、又金谷繁治に告訴せしめた右行為は教唆犯を構成している、愛屋も同様。

四、而して右繁治の山林と言ふのは右吉田の山林廿五歩に隣接せる同所六九一番地で十七歩の地である、此吉田、金谷の両

山林を谷口が侵したか否を明確にするため谷口は山林の位置並に境界確認の訴を提起したところ松本判事は山林の限図に赤線あるを見て之を谷川としその谷川を越へて雪ヶ谷と称する元原野の谷間の平坦地此の周囲は田の荒地で二千　以上の土地が数十年の間に山林の形となりをるところへ六九一、六九〇、番地弐ヶ所を附加して谷口の所有山林（元は原野現在は地目変換で山林）雪ヶ谷二七一四の一の一部を奪れたのである。

登記簿及び土地台帳に基き谷口は右二七一四の一五畝四歩の内十七歩と廿五歩を松本正一判事の裁判で奪取されたのである、日本憲法第二九条の規定で財産権は国家の保護を絶対的に受ることは右の通り第二九条で保障されているに之が保護を受けることできずのみず前記の吉田宗右ェ門や金谷繁治の誣告を取上げ森林法違反と称するその基礎を松本判事が造り立て正義行動の谷口を犯罪人にせんとすることが最早歴然と顕れている想像ではない。

右の主張を忌避の原因とし且つ疏明として松本正一判事の裁判書の写が添付してある。

又右問題の所有権証明として土地台帳及登記簿の抄本並に公図等も提出済（忌避申立書に疏明として添付）

五、山林の限図の如きは管潔に場所を知る方法に作られたもので山林の如きは固定の不動産で限図によつて移動するものではない之を吉田と金谷の分のみ移動させ順位番号を引抜きたその行動は憲法の明示する公平且つ事理の通つた国家の裁判とは認め難い万人所論に異議を唱へ人なしとする所なり。

以上の第四、第五の事項については原決定は説明も理由も記載せざる違法あり、吉宗、金繁、愛屋等と松本は通している。

尚ホ疏明として一、二通を添付する。（疏明書類省略）

昭和三〇年六月廿七日

最高裁判所刑事部御中

右谷口豊蔵

最高裁判所裁判集（刑事第一〇七号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷結果	二審又は原審	頁
昭和二五年(あ)二四八五	酒税法違反幇助	李万洙	昭和三〇年七・一五	二棄却	東京高	三九七
昭和二六年(あ)八八〇	昭和二一年勅令第三一一号違反	裴振奎	七・二〇	大破棄免訴	東京高	六五一
昭和二七年(あ)二	昭和二一年勅令第三一一号違反	桑園満宏 外一名	七・二〇	大破棄免訴	福岡高	六五九
昭和二七年(あ)一七〇八	昭和二五年政令第三二五号違反	山口省吾 外二名	七・二〇	大破棄免訴	大阪高	六七一
昭和二七年(あ)二六六一	昭和二一年勅令第三一一号違反	李公鉉 外四名	七・二〇	大破棄免訴	大阪高	六七七
昭和二七年(あ)三三〇一	昭和二五年政令第三二五号違反	志村高広	七・二〇	大破棄免訴	東京高	七五七
昭和二八年(け)二二三	暴行被告事件につきなした決定に対する訂正申立	申立人青柳孝	七・一八	大棄却	最高裁	四四三
昭和二八年(あ)三七一	関税法違反	松永勝次 外三名	七・二〇	大棄却	福岡高	七六七
昭和二八年(あ)三八三	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	金容均	七・一九	三棄却	福岡高	四五一

昭和二八年(あ)一〇六〇	酒税法違反	森澤徳一	七・二二	二棄却	東京高	九四一
昭和二八年(あ)一〇八六	収賄、贈賄幇助	南正雄 外一名	七・五	三棄却	東京高	六五
昭和二八年(あ)一二二二	窃盗、電信法違反、窃盗未遂	小笹山半一 外八名	七・二	二棄却	広島高	四七
昭和二八年(あ)一五三二	不法監禁、昭和二五年政令第三二五号違反	芹澤榮之	七・二〇	大破棄自判	東京高	七八一
昭和二八年(あ)一六八二	強盗傷人	伊丹伊佐吉	七・一九	三棄却	東京高	四五九
昭和二八年(あ)一七〇七	恐喝、横領、詐欺	岡田秀一	七・二九	二棄却	大阪高	一一三三
昭和二八年(あ)一七七二	公然猥褻教唆	三杉一郎	七・一	二棄却	東京高	一
昭和二八年(あ)二〇九二	昭和二五年政令第三二五号違反	杉浦孝博	七・二〇	大破棄免訴	東京高	七八七
昭和二八年(あ)二一七三	酒税法違反	築谷勳	七・二〇	二棄却	広島高松江支	七九五
昭和二八年(あ)二四三〇	詐欺	近藤義光 外一名	七・二二	二棄却	名古屋高	九四五
昭和二八年(あ)二五二七	過失、失火	今井藤一	七・二三	二棄却	大阪高	一〇九三

昭和二八年(あ)二六五〇	食糧管理法違反、窃盗	矢吹榮	七・二二	二棄却	広島高岡山支	九五一
昭和二八年(あ)二七五一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、不法監禁	伊藤千秋 外一名	七・二九	二棄却	東京高	一一四一
昭和二八年(あ)二七七五	麻薬取締法違反	蓮見淳 外一名	七・一九	三棄却	東京高	五四七
昭和二八年(あ)二八二九	窃盗	森藤眞一	七・二二	二棄却	東京高	九五九
昭和二八年(あ)二八九四	食糧管理法違反	卜末厓	七・一	二棄却	名古屋高金沢支	七
昭和二八年(あ)二九〇九	経済関係罰則の整備に関する法律違反	山本正	七・五	三棄却	大阪高	九三
昭和二八年(あ)二九一六	賍物牙保	李震煩	七・二九	三棄却	大阪高	一一四七
昭和二八年(あ)二九四九	傷害、火薬類取締法違反	日原素人	七・二〇	二棄却	東京高	七九九
昭和二八年(あ)三一二九	窃盗	国友信一	七・二二	二棄却	大阪高	九六三
昭和二八年(あ)三三八二	賍物運搬	安岡世容	七・一二	三棄却	福岡高	三一五
昭和二八年(あ)三五一六	食糧緊急措置令違反、収賄	児島信一	七・二二	二棄却	東京高	九七一

昭和二八年(あ)三五三四	傷害致死	嘉山福次	七・二二	二乗	却	東京高	九八一	
昭和二八年(あ)三六〇一	窃盗	岡島千代藏	七・一九	三乗	却	大阪高	五六五	
昭和二八年(あ)三六四八	詐欺	本田和三郎	七・二二	二乗	却	福岡高	九九九	
昭和二八年(あ)三七二一	酒税法違反	金益熙	七・二九	三乗	却	大阪高	一一五五	
昭和二八年(あ)三七七七	食糧管理法違反	諸寄敏雄 外一名	七・一二	三乗	却	広島高松江支	三一九	
昭和二八年(あ)三八〇〇	たばこ専売法違反	秋山金次	七・五	三乗	却	広島高岡山支	一〇五	
昭和二八年(あ)三八一五	関税法違反	荘林砂	七・一二	三乗	却	大阪高	三二七	
昭和二八年(あ)三九七三	窃盗	塩野英雄 外一名	七・一九	三乗	却	東京高	五七一	
昭和二八年(あ)四〇二七	強姦致傷	谷口和夫	七・一九	三乗	却	大阪高	五八五	
昭和二八年(あ)四一八八	業務上横領	坂本新平	七・一	二乗	却	福岡高	一一	
昭和二八年(あ)四二一五	酒税法違反	片倉賤珍	七・五	三乗	却	仙台高	一〇九	

昭和二八年(あ)四二三六	物品税法違反	鈴木茂	七・五	三乗	却	東京高	一一三	
昭和二八年(あ)四二七六	収賄、詐欺、贈賄	四本堯次 外三名	七・二二	二乗	却	東京高	一〇〇九	
昭和二八年(あ)四三三二	横領	古澤俊夫	七・一九	三乗	却	東京高	五九五	
昭和二八年(あ)四三六一	贈賄、収賄	高橋愼一	七・二〇	二乗	却	広島高	八〇三	
昭和二八年(あ)四三七〇	強姦致傷、暴行	砂田優	七・五	三乗	却	広島高	一一七	
昭和二八年(あ)四三七八	酒税法違反	宮脇政勝	七・一二	三乗	却	高松高	三三三	
昭和二八年(あ)四三八四	強姦致傷	足立榮市	七・五	三乗	却	広島高松江支	一二七	
昭和二八年(あ)四四〇九	公務執行妨害、傷害	加藤重治	七・一九	三乗	却	名古屋高	六〇一	
昭和二八年(あ)四四三四	窃盗	木村豊 外三名	七・五	三乗	却	札幌高	一三五	
昭和二八年(あ)四六五八	傷害致死	谷口澄男	七・二六	三乗	却	福岡高	一一〇三	
昭和二八年(あ)四七六七	傷害	岩永安男	七・一九	三乗	却	福岡高	六〇九	

昭和二八年(あ)四九五四	住居侵入	小出志す	七・二六	三	棄却	名古屋高	一一〇七
昭和二八年(あ)五六〇一	薬事法違反	中川常記 外五名	七・二〇	二	棄却	大阪高	八〇九
昭和二九年(あ)三〇四三	公職選挙法違反	森山善治郎	七・五	三	棄却	東京高	一四七
昭和二九年(あ)三二一五	農業協同組合法違反	川瀬隼雄	七・二〇	一	棄却	名古屋高	八四七
昭和二九年(あ)三六三五	公職選挙法違反	手塚三郎	七・五	三	棄却	仙台高	一八五
昭和二九年(あ)三六八一	外国ニ於テ流通スル貨幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律違反、たばこ専売法違反、同幇助	朴成峯 外二名	七・七	一	棄却	大阪高	二六七
昭和二九年(あ)三八六一	公職選挙法違反	太田彌一郎	七・五	三	棄却	大阪高	一九一
昭和二九年(あ)四二〇八	詐欺	小林裕始 外二名	七・二〇	一	棄却	大阪高	八八七
昭和三〇年(き)五	賍物故買、食糧管理法違反被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求	館野藤五郎 申立人	七・二六	三	棄却	最高裁	一一二一
昭和三〇年(し)一九	検察官の不起訴処分に対する刑訴二六二条による審判請求棄却決定に対する特別抗告	佐々木岩雄 抗告人	七・二六	三	棄却	高松地	一一二五
昭和三〇年(し)二四	証憑湮滅被疑事件につきなした準抗告申立棄却決定に対する特別抗告	大道寺慶男 申立人 外二名	七・一四	一	棄却	岐阜地	三九一

昭和三〇年(み)二四	窃盗未遂被告事件につきなした判決に対する訂正申立	建部三治	七・一五	二	判決訂正	最高裁	四三九
昭和三〇年(し)三二	貸金業等の取締に関する法律違反等被告事件につきなした裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告	谷口豊藏 抗告人	七・二九	二	棄却	大阪高	一二一一
昭和三〇年(あ)一八四	麻薬取締法違反	李金石	七・二〇	一	棄却	東京高	八九九
昭和三〇年(あ)三八八	強盗致傷	渡部昭二	七・五	三	棄却	東京高	一九九
昭和三〇年(あ)四五九	公職選挙法違反	唐橋重政 外一名	七・二二	二	棄却	仙台高	一〇三五
昭和三〇年(あ)四七八	詐欺	皆川義光	七・七	一	棄却	東京高	二八九
昭和三〇年(あ)四八八	麻薬取締法違反	柳在兒	七・一九	三	棄却	東京高	六一五
昭和三〇年(あ)四九四	暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝未遂	金鎬甲	七・五	三	棄却	東京高	二一三
昭和三〇年(あ)五七七	公職選挙法違反	岩本直通	七・二〇	二	棄却	東京高	九〇三
昭和三〇年(あ)五八六	詐欺、私文書偽造、同行使	大槻榮一郎	七・一九	三	棄却	大阪高	六一九
昭和三〇年(あ)五九六	窃盗	川又幸雄	七・一九	三	棄却	高松高	六二三

昭和三〇年(あ)	六三七	窃盗、強盗殺人、未成年者誘拐	高島信義	七・二九	二	棄却	福岡高宮崎支	一一七一
昭和三〇年(あ)	六六〇	窃盗未遂	建部三治	七・一	二	破棄差戻	東京高	一九
昭和三〇年(あ)	六八九	覚せい剤取締法違反	栗山弘	七・一三	二	棄却	東京高	三四一
昭和三〇年(あ)	七五〇	麻薬取締法違反	李阿土	七・一五	二	棄却	大阪高	四一七
昭和三〇年(あ)	七五八	窃盗、住居侵入、賍物牙保	鳥井昭太郎	七・一五	二	棄却	大阪高	四二五
昭和三〇年(あ)	七八四	賍物牙保	福島武	七・二〇	二	棄却	広島高	九〇七
昭和三〇年(あ)	八一〇	詐欺	信近照男外一名	七・一四	一	棄却	大阪高	三七九
昭和三〇年(あ)	八四二	貸金業等の取締に関する法律違反	金子勝治	七・二〇	一	棄却	東京高	九一七
昭和三〇年(あ)	八七七	強盗傷人	ウイリアム・エイ・ジャラミロオ外一名	七・二二	二	棄却	東京高	一〇五七
昭和三〇年(あ)	八九九	窃盗	三口正之	七・一九	三	棄却	大阪高	六二九
昭和三〇年(あ)	九〇一	入札談合	細川勤	七・一四	一	棄却	大阪高	三八五

昭和三〇年(あ)	九〇六	酒税法違反	盛本弘市	七・一三	二	棄却	広島高	三四七
昭和三〇年(あ)	九〇九	覚せい剤取締法違反	文君子	七・一五	二	棄却	大阪高	四二九
昭和三〇年(あ)	九三七	窃盗	岩田隆一	七・一	二	棄却	東京高	二五
昭和三〇年(あ)	九四九	名誉毀損	荻原久男	七・一五	二	棄却	東京高	四三五
昭和三〇年(あ)	九六五	窃盗	立道武邦	七・二〇	二	棄却	東京高	九二九
昭和三〇年(あ)	九六六	業務上横領	武井寛一	七・二六	三	棄却	東京高	一一一一
昭和三〇年(あ)	九六九	公職選挙法違反	中川平太夫	七・五	三	棄却	名古屋高金澤支	二二三
昭和三〇年(あ)	九七八	傷害	森保	七・一三	二	棄却	福岡高	三五一
昭和三〇年(あ)	九九二	覚せい剤取締法違反	朴南勲	七・一三	二	棄却	福岡高宮崎支	三五五
昭和三〇年(あ)	一〇一五	麻薬取締法違反	朴相業	七・一一	二	棄却	大阪高	二九五
昭和三〇年(あ)	一〇一七	横領	岡田清次	七・一九	三	棄却	名古屋高	六三三

昭和三〇年(あ)一〇三六	食糧管理法違反	高橋信雄	七・二六	三棄却	東京高	一一一七	
昭和三〇年(あ)一〇六八	非現住建造物等放火	小原良耕	七・二二	二棄却	仙台高	一〇七三	
昭和三〇年(あ)一〇八二	相互銀行法違反	高橋秀雄 外一名	七・一三	二棄却	名古屋高	三五九	
昭和三〇年(あ)一一一二	詐欺	石川武雄	七・一九	三棄却	大阪高	六四七	
昭和三〇年(あ)一一一八	貸金業務等の取締に関する法律違反	寺本秀雄 外一名	七・二二	二棄却	大阪高	一〇七九	
昭和三〇年(あ)一一六二	業務上横領、有印公文書偽造、同行使、有印公文書変造、同行使、有印私文書偽造、同行使、詐欺	安藤寛	七・一三	二棄却	広島高岡山支	三六五	
昭和三〇年(あ)一一六六	覚せい剤取締法違反	脇本政雄	七・一	二棄却	福岡高	三五	
昭和三〇年(あ)一一七五	賍物故買	夫熙天	七・一一	二棄却	大阪高	三〇五	
昭和三〇年(あ)一一八一	公職選挙法違反	佐々木繁一 外一名	七・二二	二棄却	広島高岡山支	一〇八五	
昭和三〇年(あ)一一九九	相互銀行法違反	樹山正治	七・二〇	二棄却	大阪高	九三五	
昭和三〇年(あ)一二〇五	道路交通取締法違反	山腰三松	七・一三	二棄却	大阪高	三七一	

昭和三〇年(あ)一三五六	公職選挙法違反	平野道子	七・二九	二棄却	東京高	一一九五	
昭和三〇年(あ)一四一一	窃盗	夫丁用	七・二九	二棄却	東京高	一二〇七	
昭和二九年(あ)二二八一	公職選挙法違反	大谷幸雄	七・二二	二棄却	東京高	一〇二一	
昭和二九年(あ)三〇一八	公職選挙法違反	谷曜 外一名	七・一五	二棄却	東京高	四〇一	
昭和二九年(あ)三一〇二	公職選挙法違反	若見伍郎	七・一五	二棄却	仙台高	四〇九	
昭和二九年(あ)三七〇一	公職選挙法違反	加藤一司 外一名	七・二二	二棄却	仙台高秋田支	一〇二五	

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十年七月分

最高裁判所事務総局

凡例

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判決（1）……（一日―二〇日）……（五三件）……一
判決（2）……（二〇日―二九日）……（五二件）……七
決定（1）……（一日―八日）……（五三件）……一三
決定（2）……（一一日―一四日）……（七〇件）……一九
決定（3）……（一五日―一九日）……（四九件）……二七
決定（4）……（二〇日―二九日）……（八二件）……三三
雑（全）……（一日―二九日）……（五六件）……四一
不成立（全）……（一日―二九日）……（一一件）……四七

頁

刑事判決（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第一審	丁数
昭和三〇年(あ)六六〇	窃盗未遂	建部三治	七・一	二	破棄差戻	東京高	一
昭和三〇年(あ)九三七	窃盗	岩田隆一	七・一	二	棄却	東京高	六
昭和二八年(あ)一〇八六	収賄、贈賄幇助	南正雄外一名	七・五	三	棄却	東京高	一三
昭和二八年(あ)二九〇九	経済関係罰則の整備に関する法律違反	山本正	七・五	三	棄却	大阪高	二九
昭和二八年(あ)四二三六	物品税法違反	合資会社鶴巻滋養飴製造所	七・五	三	棄却	東京高	三七
昭和二八年(あ)四三七〇	強姦致傷、暴行	砂田優	七・五	三	棄却	広島高	四〇
昭和二八年(あ)四三八四	強姦致傷	足立栄市	七・五	三	棄却	広島高松江支	四七
昭和二八年(あ)四四三四	窃盗	木村豊外三名	七・五	三	棄却	札幌高	五二
昭和二九年(あ)三〇四三	公職選挙法違反	森山善治郎	七・五	三	棄却	東京高	五九

昭和二九年(あ)三六三五	公職選挙法違反	手塚三郎外一名	曜	七・一五	二	棄却	東京高	一五七
昭和二九年(あ)三八六一	公職選挙法違反	太田彌一郎		七・五	三	棄却	大阪高	八三
昭和三〇年(あ) 九六九	公職選挙法違反	中川平太夫		七・五	三	棄却	名古屋高金沢支	八八
昭和二九年(あ)三六八一	外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律違反、たばこ専売法違反、同法違反幇助	朴成峯外二名		七・七	一	棄却	大阪高	一一一
昭和二八年(あ)三三八二	賍物運搬	安岡世容		七・一二	三	棄却	福岡高	一二五
昭和二八年(あ)三七七七	食糧管理法違反	諸寄敏雄外一名		七・一二	三	棄却	広島高松江支	一二八
昭和二八年(あ)三八一五	関税法違反	荘林砂		七・一二	三	棄却	大阪高	一三四
昭和二八年(あ)四三七八	酒税法違反	宮脇政勝		七・一二	三	棄却	高松高	一三八
昭和二九年(あ)二五七八	収賄	片桐淳外一名		七・一二	三	棄却	大阪高	一四五
昭和三〇年(あ) 一四五	公職選挙法違反	平野金之介		七・一二	三	棄却	福岡高	一四九
昭和二五年(あ)二四八五	酒税法違反幇助	李万洙		七・一五	二	棄却	東京高	一五四

昭和二九年(あ)三〇一八	公職選挙法違反	谷曜外一名		七・一五	二	棄却	東京高	一五七
昭和二九年(あ)三一〇二	公職選挙法違反	若見伍朗		七・一五	二	棄却	仙台高	一六二
昭和三〇年(あ) 七五〇	麻薬取締法違反	李阿土		七・一五	二	棄却	大阪高	一六七
昭和三〇年(あ) 七五八	窃盗、住居侵入、賍物故買、賍物牙保	鳥井昭太郎		七・一五	二	棄却	大阪高	一七二
昭和三〇年(み) 二四	窃盗未遂被告事件の当審の判決に対する訂正申立	最高検察庁検事(建部三治)		七・一五	二	訂正		一七六
昭和二八年(あ) 三八三	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	金容杓		七・一九	三	棄却	福岡高	一七九
昭和二八年(あ)二七七五	麻薬取締法違反	蓮見淳外一名		七・一九	三	棄却	東京高	一八四
昭和二八年(あ)三九七三	窃盗	塩野英雄外一名		七・一九	三	棄却	東京高	一九六
昭和二八年(あ)四四〇九	公務執行妨害、傷害	加藤重治		七・一九	三	棄却	名古屋高	二〇八
昭和二八年(あ)四四四八	窃盗、横領	冨岡正直		七・一九	三	棄却	大阪高	二一三
昭和三〇年(あ) 五八六	詐欺、私文書偽造、同行使	大槻栄一郎		七・一九	三	棄却	大阪高	二一六

昭和二六年(あ)八八〇	昭和二一年勅令第三一一号違反	裵	振奎	七・二〇	大	免破棄訴	東京高	二一九
昭和二六年(あ)一八一二	昭和二一年勅令第三一一号違反	上	田富一	七・二〇	大	免破棄訴	広島高	二二四
昭和二六年(あ)一八三七	昭和二一年勅令第三一一号違反	阿	部誠	七・二〇	大	免破棄訴	札幌高	二三一
昭和二六年(あ)二〇八四	昭和二一年勅令第三一一号違反	佐々木	正見	七・二〇	大	免破棄許	広島高	二三五
昭和二六年(あ)二一七六	昭和二一年勅令第三一一号違反	坪	井貞人	七・二〇	大	免破棄訴	広島高	二四三
昭和二六年(あ)二七一〇	昭和二一年勅令第三一一号違反	寺	田哲郎	七・二〇	大	免破棄訴	松広島江高支	二五〇
昭和二六年(あ)二八六〇	昭和二一年勅令第三一一号違反	山	田一行	七・二〇	大	免破棄訴	福岡高	二五五
昭和二六年(あ)三一三八	昭和二一年勅令第三一一号違反	島	村勝	七・二〇	大	免破棄訴	札幌高	二六〇
昭和二六年(あ)三二五九	昭和二一年勅令第三一一号違反	黄	允建	七・二〇	大	免破棄訴	福岡高	二七〇
昭和二六年(あ)三三一八	昭和二一年勅令第三一一号違反	若	松健太郎	七・二〇	大	免破棄訴	広島高	二七五
昭和二六年(あ)三五二〇	昭和二一年勅令第三一一号違反	道	木勝	七・二〇	大	免破棄訴	松広島江高支	二八八

昭和二六年(あ)三七三六	昭和二五年政令第三二五号違反	古	山泰外一名	七・二〇	大	免破棄訴	東京高	二九四
昭和二六年(あ)三九三四	昭和二一年勅令第三一一号違反	金	孝燮	七・二〇	大	免破棄訴	名古屋高	三〇〇
昭和二六年(あ)四一〇二	昭和二一年勅令第三一一号違反	三	登俊昭	七・二〇	大	免破棄訴	広島高松江支	三〇四
昭和二六年(あ)四三八九	昭和二五年政令第三二五号違反	久	賀道子	七・二〇	大	免破棄訴	東京高	三一四
昭和二六年(あ)四四一六二	昭和二五年政令第三二五号違反	望	月義雄外二名	七・二〇	大	免破棄訴	東京高	三〇九
昭和二六年(あ)四七七九	昭和二一年勅令第三一一号違反	原	田香留夫	七・二〇	大	免破棄訴	広島高	三一〇
昭和二六年(あ)四八〇〇	昭和二五年政令第三二五号違反	伊	藤仙二外一名	七・二〇	大	免破棄訴	東京高	三三一
昭和二六年(あ)四八七八	昭和二五年政令第三二五号違反	浦	光治	七・二〇	大	免破棄訴	東京高	三三六
昭和二六年(あ)五一四〇	昭和二一年勅令第三一一号違反	権	乙翔	七・二〇	大	免破棄訴	福岡高宮崎支	三四一
昭和二六年(あ)五二一五	昭和二一年勅令第三一一号違反	畠	山重隆	七・二〇	大	免破棄訴	札幌高	三五〇
昭和二六年(あ)五二三八	昭和二五年政令第三二五号違反	佐	藤万治外一名	七・二〇	大	免破棄訴	仙台高	三五四

刑事判決（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第一審	丁数
昭和二七年(あ)　二	昭和二一年勅令第三一一号違反	桑園満宏外一名	七・二〇	大	破棄差戻	福岡高	一
昭和二七年(あ)　二三、	昭和二五年政令第三二五号違反	武内秀房	七・二〇	大	破棄差戻	札幌高	八
昭和二七年(あ)　七四	昭和二一年勅令第三一一号違反	金且秀	七・二〇	大	破棄差戻	広島高	一二
昭和二七年(あ)　二九六	昭和二五年政令第三二五号違反	加藤博史	七・二〇	大	破棄差戻	大阪高	一七
昭和二七年(あ)　四一九	占領目的阻害行為処罰令違反	成道根	七・二〇	大	破棄差戻	福岡高	二一
昭和二七年(あ)　五七六	昭和二五年政令第三二五号違反	大藤和彦	七・二〇	大	破棄差戻	福岡高	二五
昭和二七年(あ)　五九六	昭和二一年勅令第三一一号違反	道下伊佐夫	七・二〇	大	破棄差戻	広島高	三二
昭和二七年(あ)　六四三	昭和二五年政令第三二五号違反	小林八重	七・二〇	大	破棄差戻	東京高	三七
昭和二七年(あ)　七〇六	昭和二一年勅令第三一一号違反	金承黙外一名	七・二〇	大	破棄差戻	東京高	四二

昭和二七年(あ)	八二六	昭和二五年政令第三二五号違反	高橋	外一名	馨	七・二〇	大	免破棄	札幌高	四八
昭和二七年(あ)	八三三	昭和二五年政令第三二五号違反	坂井		弘	七・二〇	大	免破棄	福岡高	五五
昭和二七年(あ)	一一四六	占領目的阻害行為処罰令違反	山田		義一	七・二〇	大	免破棄	札幌高	六二
昭和二七年(あ)	一一五五	昭和二一年勅令第三一一号違反	加藤	外一名	繁	七・二〇	大	免破棄	福岡高	六六
昭和二七年(あ)	一一八八	昭和二五年政令第三二五号違反	植松		藤作	七・二〇	大	免破棄	東京高	七〇
昭和二七年(あ)	一五一四	昭和二一年勅令第三一一号違反	隅岡		隆春	七・二〇	大	免破棄	広島高	七五
昭和二七年(あ)	一五四一	昭和二一年勅令第三一一号違反	柴村		弘	七・二〇	大	免破棄	福岡高	八〇
昭和二七年(あ)	一五四四	昭和二一年勅令第三一一号違反	久保		茂利	七・二〇	大	免破棄	福岡高	八五
昭和二七年(あ)	一七〇八	昭和二五年政令第三二五号違反	山口	外二名	省吾	七・二〇	大	免破棄	大阪高	八九
昭和二七年(あ)	一八二三	占領目的阻害行為処罰令違反	飯田		貞友	七・二〇	大	免破棄	札幌高	九四
昭和二七年(あ)	一九〇〇	占領目的阻害行為処罰令違反	小高		泰明	七・二〇	大	免破棄	札幌高	九九

昭和二七年(あ)	一九九二	昭和二一年勅令第三一一号違反	卞		竜燮	七・二〇	大	免破棄	名古屋高	一〇四
昭和二七年(あ)	二一九八	昭和二一年勅令第三一一号違反	金		炯翊	七・二〇	大	免破棄	広島高	一〇八
昭和二七年(あ)	二三二八	昭和二五年政令第三二五号違反	羽川	外一名	広司	七・二〇	大	免破棄	札幌高	一一五
昭和二七年(あ)	二六六一	昭和二一年勅令第三一一号違反	李	外四名	公鉉	七・二〇	大	免破棄	大阪高	一二一
昭和二七年(あ)	三三〇一	昭和二五年政令第三二五号違反	志村		高広	七・二〇	大	免破棄	東京高	一六四
昭和二七年(あ)	四〇二一	昭和二一年勅令第三一一号違反	吉田	外一名	裕彦	七・二〇	大	免破棄	広島高	一七二
昭和二七年(あ)	四四五八	昭和二五年政令第三二五号違反	繩田		益雄	七・二〇	大	免破棄	広島高	一八〇
昭和二七年(あ)	四七二二	昭和二一年勅令第三一一号違反	朴		晟在	七・二〇	大	免破棄	広島高	一八四
昭和二七年(あ)	四八三四	昭和二一年勅令第三一一号違反	山田	外三名	重夫	七・二〇	大	免破棄	東京高	一八九
昭和二七年(あ)	四八五四	昭和二五年政令第三二五号違反	田辺		吉雄	七・二〇	大	免破棄	広島高	一九七
昭和二七年(あ)	五七九八	昭和二五年政令第三二五号違反	北川		充	七・二〇	大	免破棄	札幌高	二〇一

昭和二七年(あ)六三八三	昭和二五年政令第三二五号違反	富田茂吉	七・二〇	大	破棄	東京高	二〇五
昭和二七年(あ)六五九七	昭和二五年政令第三二五号違反	古山泰	七・二〇	大	破棄	東京高	二一〇
昭和二八年(あ)三七一	関税法違反	松永勝次外三名	七・二〇	大	棄却	福岡高	二一五
昭和二八年(あ)一五三二	不法監禁昭和二五年政令第三二五号違反	芹沢栄之	七・二〇	大	破棄一部自判免訴	東京高	二二四
昭和二八年(あ)二〇九二	昭和二五年政令第三二五号違反	杉浦告博	七・二〇	大	破棄免訴	東京高	二三〇
昭和二八年(あ)二七三〇	昭和二五年政令第三二五号違反	孫安宇	七・二〇	大	破棄免訴	東京高	二三五
昭和三〇年(あ)一八四	麻薬取締法違反	李金石	七・二〇	一	棄却	東京高	二三九
昭和二八年(あ)一〇六〇	酒税法違反	森沢徳一	七・二二	二	棄却	東京高	二四二
昭和二八年(あ)三五一六	食糧緊急措置令違反収賄	児島信一	七・二二	二	棄却	東京高	二四五
昭和二八年(あ)四六八二	私文書偽造、同行使	渡辺勧爾	七・二二	二	棄却	東京高	二五一
昭和二九年(あ)二二八一	公職選挙法違反	大谷幸雄	七・二二	二	棄却	東京高	二五四

昭和二九年(あ)三七〇一	公職選挙法違反	加藤一司	七・二二	二	棄却	仙台高秋田支	二五七
昭和三〇年(あ)四五九	公職選挙法違反	唐橋重政外一名	七・二二	二	棄却	仙台高	二六三
昭和三〇年(あ)八七七	強盗傷人	ウイリアム・エイ・ジヤラミロオ外一名	七・二二	二	棄却	東京高	二八一
昭和三〇年(あ)一一一八	貸金業等の取締に関する法律違反	寺本秀雄外一名	七・二二	二	棄却	大阪高	二九一
昭和三〇年(あ)九六六	業務上横領	武井寛一	七・二六	三	棄却	東京高	二九六
昭和三〇年(あ)一〇三六	食糧管理法違反	高橋信雄	七・二六	三	棄却	東京高	三〇一
昭和二八年(あ)一七〇七	恐喝、詐欺、横領	岡田秀一	七・二九	二	棄却	大阪高	三〇四
昭和二八年(あ)二九一六	賍物牙保	李震煥	七・二九	二	棄却	大阪高	三〇九
昭和二八年(あ)三七二一	酒税法違反	金益熙	七・二九	二	棄却	大阪高	三一四
昭和三〇年(あ)六三七	窃盗、強盗殺人、未成年者誘拐	高島信義	七・二九	二	棄却	福岡高宮崎支	三二四

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
昭和二八年(あ)一七七二	公然猥褻教唆	三杉一郎	七・一	二	棄却	東京高	一
昭和二八年(あ)二八九四	食糧管理法違反	卜部末厄	七・一	二	棄却	名古屋高金沢支	五
昭和二八年(あ)三三一四	貸金業等の取締に関する法律違反	増井勝一	七・一	二	棄却	広島高	八
昭和二八年(あ)四一八八	業務上横領	坂本新平	七・一	二	棄却	福岡高	一一
昭和二八年(あ)五一二四	収賄、贈賄	高橋良次外三名	七・一	二	棄却	東京高	一六
昭和三〇年(あ)一〇二六	詐欺	藤原喜代二	七・一	二	棄却	東京高	二四
昭和三〇年(あ)一一六六	覚せい剤取締法違反	脇本政雄	七・一	二	棄却	福岡高	三一
昭和二八年(あ)一二二二	窃盗、電信法違反、窃盗未遂	小笹山半一外八名	七・二	二	棄却	広島高	四一
昭和二八年(あ)二一四九	背任、虚偽有印公文書作成行使	糸永彌作	七・二	二	棄却	福岡高	五二

昭和二八年(あ)一七六三	公文書偽造、昭和二四年政令第三八九号違反、外国人登録令違反、公印偽造教唆、公印偽造不正使用、公文書偽造幇助、偽造公文書行使、公印偽造	魏	腾	輝 外二名	七・五	三	棄却	東京高	一〇八
昭和二八年(あ)三八〇〇	たばこ専売法違反	秋	山	金次	七・五	三	棄却	広島高岡山支	六二
昭和二八年(あ)四二一五	酒税法違反	片	倉	賤珍	七・五	三	棄却	仙台高	六五
昭和二八年(あ)四四九八	私文書偽造、偽造私文書行使	一	色	光雄	七・五	三	棄却	東京高	六八
昭和二九年(あ)一九三九	麻薬取締法違反	長	田	喜雄	七・五	三	棄却	東京高	七一
昭和三〇年(あ)三八八	強盗致傷	渡	部	昭二	七・五	三	棄却	東京高	七四
昭和三〇年(あ)三九二	覚せい剤取締法違反 賍物故買	郭	岩	千	七・五	三	棄却	東京高	八六
昭和三〇年(あ)四九四	暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝未遂	金		鎬甲	七・五	三	棄却	東京高	八九
昭和三〇年(あ)五五五	窃盗	高	部	信次	七・五	三	棄却	東京高	九五
昭和三〇年(あ)八〇八	窃盗	吉	田	喜平	七・五	三	棄却	福岡高	九八
昭和三〇年(あ)一〇二七	窃盗、強盗致傷	檜	山	昭二	七・五	三	棄却	東京高	一〇二

昭和二八年(あ)一八六八	酒税法違反	李	吉	生	七・六	二	棄却	広島高	一〇八
昭和二八年(あ)二一一六	殺人、傷害	李		載賢	七・六	二	棄却	東京高	一一二
昭和二八年(あ)四六三七	食糧管理法違反 賍物故買	上	田	徳夫	七・六	二	棄却	大阪高	一一七
昭和二九年(あ)四〇三六	食糧管理法違反	外	山	ハル	七・七	一	棄却	東京高	一二三
昭和二九年(あ)四〇四一	職業安定法違反	岡	部	玄三	七・七	一	棄却	札幌高	一二六
昭和二九年(あ)四〇四五	賭博、暴行、傷害	堀	井	新一	七・七	一	棄却	札幌高	一三〇
昭和二九年(あ)四一〇一	詐欺	六	浦	よね子	七・七	一	棄却	名古屋高	一三五
昭和三〇年(あ)四五	詐欺	鎌	沢	寅吉	七・七	一	棄却	名古屋高	一三九
昭和三〇年(あ)二一九	関税法違反	大	松	孝至 外一名	七・七	一	棄却	広島高岡山支	一四二
昭和三〇年(あ)二三七	麻薬取締法違反	楊	来	春	七・七	一	棄却	東京高	一四六
昭和三〇年(あ)二八四	賍物故買	片	山	源太郎	七・七	一	棄却	東京高	一五〇

昭和三〇年(あ)	三一四	業務上横領	三上進	七・七	一	棄却	東京高	一五四
昭和三〇年(あ)	三四二	児童福祉法違反	桜沢菊治外一名	七・七	一	棄却	東京高	一五七
昭和三〇年(あ)	三六六	賍物故買	川村助三郎	七・七	一	棄却	大阪高	一六七
昭和三〇年(あ)	四四四	窃盗	相場正夫	七・七	一	棄却	名古屋高	一七〇
昭和三〇年(あ)	四七八	詐欺	皆川義光	七・七	一	棄却	東京高	一七三
昭和三〇年(あ)	五九二	窃盗	永田実夫	七・七	一	棄却	大阪高	一七八
昭和三〇年(あ)	六一三	麻薬取締法違反	鄒節子	七・七	一	棄却	大阪高	一八一
昭和三〇年(あ)	六二七	強盗、住居侵入	遠藤茂夫	七・七	一	棄却	名古屋高	一八四
昭和三〇年(あ)	六四〇	暴行、傷害、傷害致死	深川伸一	七・七	一	棄却	福岡高宮崎支	一八八
昭和三〇年(あ)	六四四	覚せい剤取締法違反	郭福伊	七・七	一	棄却	高松高	一九一
昭和三〇年(あ)	六七二	出入国管理令違反外国人登録法違反	金一外二名谷	七・七	一	棄却	東京高	一九四

昭和三〇年(あ)	六九四	強姦致傷、強盗	入倉彌三郎	七・七	一	棄却	東京高	二〇〇
昭和三〇年(あ)	七〇三	食糧管理法違反	内田源司	七・七	一	棄却	東京高	二〇六
昭和三〇年(あ)	七四四	覚せい剤取締法違反	中井すみこ	七・七	一	棄却	大阪高	二〇九
昭和三〇年(あ)	八二二	覚せい剤取締法違反	後藤順五郎	七・七	一	棄却	福岡高	二一二
昭和三〇年(あ)	九三三	公職選挙法違反	北島貞雄	七・七	一	棄却	福岡高	二一五
昭和三〇年(あ)	一一七七	公職選挙法違反	長谷部巍	七・七	一	棄却	札幌高	二一九
昭和二八年(あ)四七八六		関税法違反	林大仁外一名	七・八	二	棄却	福岡高	二二二
昭和三〇年(あ)	一一〇二	詐欺、職業安定法違反	大路正美	七・八	二	棄却	福岡高宮崎支	二二八
昭和三〇年(あ)	一一四五	詐欺、同未遂	石田一雄	七・八	二	棄却	東京高	二三三
昭和三〇年(あ)	一一五〇	覚せい剤取締法違反	金鍾寿	七・八	二	棄却	東京高	二三六
昭和三〇年(あ)	一二一三	窃盗	中本鶴次	七・八	二	棄却	広島高	二四〇

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
昭和三〇年(あ)六四八	覚せい剤取締法違反	古泉操	七・一二	二	棄却	広島高岡山支	一
昭和三〇年(あ)七一七	詐欺	由井隆	七・一一	二	棄却	名古屋高金沢支	四
昭和三〇年(あ)九一六	傷害	金本東吾	七・一一	二	棄却	仙台高	八
昭和三〇年(あ)九二九	詐欺	岩田平八郎	七・一一	二	棄却	名古屋高	一二
昭和三〇年(あ)九七〇	業務上横領	松野慶一	七・一一	二	棄却	大阪高	一六
昭和三〇年(あ)九九八	毀棄	安田アヤ子	七・一二	二	棄却	高松高	一九
昭和三〇年(あ)一〇一五	麻薬取締法違反	朴相業	七・一一	二	棄却	大阪高	二五
昭和三〇年(あ)一〇四五	収賄	足立元	七・一一	二	棄却	東京高	三一
昭和三〇年(あ)一〇八〇	放火	小川久二	七・一一	二	棄却	名古屋高金沢支	三四

昭和三〇年(あ)一一一一	贈賄	井上正庸	七・一二	二	棄却	大阪高	四三
昭和三〇年(あ)一一三九	公務執行妨害	川口明	七・一一	二	棄却	高松高	四七
昭和三〇年(あ)一一六四	賍物故買	金仁鐘	七・一一	二	棄却	大阪高	五一
昭和三〇年(あ)一一七五	賍物故買	夫熙天	七・一一	二	棄却	大阪高	五七
昭和三〇年(あ)六八〇	詐欺	伊藤博 外一名	七・一二	三	棄却	東京高	六五
昭和三〇年(あ)六八七	詐欺	鈴木八郎	七・一二	三	棄却	東京高	七〇
昭和三〇年(あ)七五三	傷害致死	堤清八	七・一二	三	棄却	札幌高函館支	七三
昭和三〇年(あ)九八三	有印公文書偽造、同行使、詐欺	長船善男	七・一二	三	棄却	広島高岡山支	七九
昭和三〇年(あ)一〇〇三	窃盗、たばこ専売法違反	内野覚	七・一二	三	棄却	福岡高	八四
昭和三〇年(あ)一〇一二	窃盗、業務上横領	稲野辺薫 外一名	七・一二	三	棄却	名古屋高	八七
昭和三〇年(あ)一〇三九	窃盗	石井進	七・一二	三	棄却	東京高	九一

昭和三〇年(あ)一〇七五	贈賄	朽木定次郎	七・一二	三	棄却	名古屋高金沢支	九四
昭和三〇年(あ)一〇九一	窃盗	渡辺誠二	七・一二	三	棄却	名古屋高	九八
昭和三〇年(あ)一〇九三	恐喝、監禁	金応石	七・一二	三	棄却	広島高	一〇二
昭和三〇年(あ)一一〇三	公職選挙法違反	安田利行	七・一二	三	棄却	札幌高	一〇八
昭和三〇年(あ)一一四八	器物毀棄	飯高清	七・一二	三	棄却	東京高	一一二
昭和三〇年(あ)一二〇一	窃盗	青山助市	七・一二	三	棄却	福岡高宮崎支	一一七
昭和三〇年(あ)六八九	覚せい剤取締法違反	栗山弘	七・一三	二	棄却	東京高	一二一
昭和三〇年(あ)七四八	覚せい剤取締法違反	朴性順	七・一三	二	棄却	福岡高	一二五
昭和三〇年(あ)八一一	窃盗、たばこ専売法違反	殿村俊雄	七・一三	二	棄却	仙台高	一二九
昭和三〇年(あ)八五六	業務妨害	青山光市	七・一三	二	棄却	広島高松江支	一三六
昭和三〇年(あ)九〇六	酒税法違反	盛本弘市	七・一三	二	棄却	広島高	一四五

昭和三〇年(あ)	九二四	傷害	金泰圭	七・一三	二	棄却	名古屋高	一四八
昭和三〇年(あ)	九三一	覚せい剤取締法違反	趙命守	七・一三	二	棄却	名古屋高	一五一
昭和三〇年(あ)	九七八	傷害	森保	七・一三	二	棄却	福岡高	一五五
昭和三〇年(あ)	九八七	覚せい剤取締法違反	比嘉カメ	七・一三	二	棄却	大阪高	一五八
昭和三〇年(あ)	九九二	覚せい剤取締法違反	朴南勲	七・一三	二	棄却	福岡高宮崎支	一六四
昭和三〇年(あ)	一〇四一	覚せい剤取締法違反	文奉憲	七・一三	二	棄却	東京高	一六七
昭和三〇年(あ)	一〇六〇	酒税法違反	文徳熙	七・一三	二	棄却	仙台高	一七三
昭和三〇年(あ)	一〇七四	詐欺	嶺俊一	七・一三	二	棄却	名古屋高金沢支	一七七
昭和三〇年(あ)	一〇八二	相互銀行法違反	高橋秀雄外一名	七・一三	二	棄却	名古屋高	一八〇
昭和三〇年(あ)	一一三二	詐欺	岩永奥松	七・一三	二	棄却	広屋高	一八四
昭和三〇年(あ)	一一五三	職業安定法違反	中条重秋	七・一三	二	棄却	東京高	一九六

昭和三〇年(あ)	一一五四	有印私文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使、詐欺	古田忠次	七・一三	二	棄却	東京高	二〇〇
昭和三〇年(あ)	一一五九	窃盗	柴田虎吉	七・一三	二	棄却	名古屋高	二〇四
昭和三〇年(あ)	一一六二	業務上横領、有印公文書偽造、同行使、有印公文書偽造、同行使、詐欺	安藤寛	七・一三	二	棄却	広島高岡山支	二〇八
昭和三〇年(あ)	一一八八	恐喝、同未遂	松山正二外一名	七・一三	二	棄却	札幌高	二一三
昭和三〇年(あ)	一二〇五	道路交通取締法違反	山腰三松	七・一三	二	棄却	大阪高	二一七
昭和三〇年(あ)	一二四七	職業安定法違反	阿部ゑの	七・一三	二	棄却	仙台高	二二四
昭和二九年(あ)	三九六〇	業務上横領、横領	金森俊彦	七・一四	一	棄却	東京高	二二八
昭和三〇年(あ)	二二四	窃盗	村井昭男	七・一四	一	棄却	東京高	二三二
昭和三〇年(あ)	二九五	詐欺	倉友文太郎	七・一四	一	棄却	東京高	二三六
昭和三〇年(あ)	三〇三	窃盗	権寧杓	七・一四	一	棄却	大阪高	二四〇
昭和三〇年(あ)	四六九	窃盗	高橋健吉	七・一四	一	棄却	東京高	二四三

昭和三〇年(あ)	五七一	賍物故買	金相雲	七・一四	一	棄却	福岡高	二四六
昭和三〇年(あ)	五七九	業務上横領	清水孫作	七・一四	一	棄却	東京高	二五〇
昭和三〇年(あ)	六八五	窃盗	堀江富士男	七・一四	一	棄却	東京高	二五三
昭和三〇年(あ)	六九七	背任	大泉由平	七・一四	一	棄却	東京高	二五六
昭和三〇年(あ)	七〇〇	砂糖消費税法違反	小泉・金之助	七・一四	一	棄却	東京高	二六〇
昭和三〇年(あ)	七三九	詐欺、横領	紀藤順一	七・一四	一	棄却	名古屋高	二六三
昭和三〇年(あ)	七五一	詐欺、職業安定法違反	楠稔子	七・一四	一	棄却	大阪高	二六六
昭和三〇年(あ)	七六四	詐欺	浜田三郎	七・一四	一	棄却	福岡高	二七一
昭和三〇年(あ)	七七九	傷害致死	稲永敬造	七・一四	一	棄却	福岡高宮崎支	二七七
昭和三〇年(あ)	七八三	食糧管理法違反	山田弘文	七・一四	一	棄却	広島高岡山支	二八三
昭和三〇年(あ)	七九七	覚せい剤取締法違反	姜元吾	七・一四	一	棄却	仙台高	二八七

昭和三〇年(あ)	八一〇	詐欺	信近照男外一名	七・一四	一	棄却	大阪高	二九〇
昭和三〇年(あ)	八三五	道路運送車輌法違反、道路交通取締法違反	藍欲海	七・一四	一	棄却	東京高	二九四
昭和三〇年(あ)	八七六	窃盗	元木正義	七・一四	一	棄却	高松高	二九九
昭和三〇年(あ)	八八六	麻薬取締法違反、覚せい剤取締法違反	鄭孟連	七・一四	一	棄却	東京高	三〇八
昭和三〇年(あ)	九〇一	入札談合	細川勤	七・一四	一	棄却	大阪高	三一二
昭和三〇年(あ)	九五五	食糧管理法違反	小出誠	七・一四	一	棄却	東京高	三一六

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
昭和三〇年(あ)六七九	窃盗	石川朝夫	七・一五	二	棄却	東京高	一
昭和三〇年(あ)七二〇	窃盗	伊藤武文	七・一五	二	棄却	東京高	四
昭和三〇年(あ)九〇〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害、不法監禁、器物損壊、公務執行妨害	朴玲世外二名	七・一五	二	棄却	広屋高	七
昭和三〇年(あ)九〇九	覚せい剤取締法違反	文君子	七・一五	二	棄却	大阪高	一一
昭和三〇年(あ)九四九	名誉毀損	荻原久男	七・一五	二	棄却	東京高	一五
昭和三〇年(あ)一〇一三	賍物故買、賍物牙保、賍物寄蔵、賍物収受	栗本俊一	七・一五	二	棄却	大阪高	一八
昭和三〇年(あ)一〇六六	業務上横領	本間太郎	七・一五	二	棄却	広屋高	二一
昭和三〇年(あ)一一二四	強盗	松本金之輔	七・一五	二	棄却	大阪高	二四
昭和三〇年(あ)一一二六	昭和二二年勅令第九号違反	尾崎進	七・一五	二	棄却	名古屋高	二八

昭和三〇年(あ)一一四二	公職選挙法、違反	三玉浩正	七・一五	二	棄却	広島高	三三		
昭和三〇年(あ)一一六〇	業務上横領	山下実外一名	七・一五	二	棄却	大阪高	四一		
昭和三〇年(あ)七九八	窃盗、強姦未遂	鮫村亀	七・一六	二	棄却	仙台高	四六		
昭和三〇年(あ)八八七	窃盗未遂	福島幸三	七・一六	二	棄却	東京高	五二		
昭和三〇年(あ)九八五	賍物故買	加藤実	七・一六	二	棄却	大阪高	五六		
昭和三〇年(あ)一〇一一	強姦致傷、窃盗	十時良介	七・一六	二	棄却	福岡高	五九		
昭和三〇年(あ)一一二三	窃盗未遂	金永煥	七・一六	二	棄却	東京高	六三		
昭和三〇年(あ)一二〇二	麻薬取締法違反	邵壬癸	七・一六	二	棄却	大阪高	六六		
昭和三〇年(あ)八一九	窃盗	石津忠芳	七・一八	二	棄却	広島高松江支	六九		
昭和三〇年(あ)一〇七〇	銃砲刀剣類等所持取締令違反傷害、住居侵入	阿部千次	七・一八	二	棄却	仙台高	七三		
昭和二八年(あ)一六八二	強盗傷人	伊丹伊佐吉	七・一九	三	棄却	東京高	七六		

昭和二八年(あ)三六〇一	窃盗	岡島千代蔵	七・一九	三	棄却	大阪高	一二三		
昭和二八年(あ)三九九八	貸金業等の取締に関する法律違反、有印私文書偽造、行使	菅井潤蔵	七・一九	三	棄却	東京高	一二七		
昭和二八年(あ)四〇二七	強姦致傷	谷口和夫	七・一九	三	棄却	大阪高	一三〇		
昭和二八年(あ)四三三二	横領	古沢俊夫	七・一九	三	棄却	東京高	一三六		
昭和二八年(あ)四三七三	横領	白井康治	七・一九	三	棄却	仙台高	一四〇		
昭和二八年(あ)四四九五	殺人	林秀雄	七・一九	三	棄却	東京高	一四六		
昭和二八年(あ)四六六九	公文書偽造行使、詐欺	福島竹次	七・一九	三	棄却	福岡高	一四九		
昭和二八年(あ)四七六七	傷害	岩永安男	七・一九	三	棄却	福岡高	一五二		
昭和三〇年(あ)四八八	麻薬取締法違反	柳在兄	七・一九	三	棄却	東京高	一五六		
昭和三〇年(あ)五九六	窃盗	川又幸雄	七・一九	三	棄却	高松高	一五九		
昭和三〇年(あ)七〇二	暴力行為等処罰に関する法律違反、毀棄	荻根沢忠雄	七・一九	三	棄却	東京高	一六三		

昭和三〇年(あ)	七五九	詐欺	大野楠一	七・一九	三乗却	大阪高	一六八	
昭和三〇年(あ)	七九九	詐欺	佐藤和男	七・一九	三乗却	仙台高	一七一	
昭和三〇年(あ)	八二〇	賭博開張	前田佐太郎	七・一九	三乗却	大阪高	一七四	
昭和三〇年(あ)	八九三	賍物故買	朴奇成	七・一九	三乗却	広島高	一七八	
昭和三〇年(あ)	八九九	窃盗	三口正之	七・一九	三乗却	大阪高	一八二	
昭和三〇年(あ)	九七九	横領、窃盗	伊藤勝蔵	七・一九	三乗却	仙台高 秋田支	一八五	
昭和三〇年(あ)	九八六	食糧管理法違反、窃盗	和田盈	七・一九	三乗却	広島高 岡山支	一八八	
昭和三〇年(あ)	九九九	公職選挙法違反	長谷川与市 外六名	七・一九	三乗却	札幌高	一九二	
昭和三〇年(あ)	一〇〇六	詐欺	小島昭一	七・一九	三乗却	名古屋高	二一〇	
昭和三〇年(あ)	一〇一七	横領	岡田清次	七・一九	三乗却	名古屋高	二一三	
昭和三〇年(あ)	一〇四二	職業安定法違反	柳右平	七・一九	三乗却	東京高	二二一	

昭和三〇年(あ)	一〇五三	商標法違反	小池喜久治	七・一九	三乗却	東京高	二一五	
昭和三〇年(あ)	一〇六七	賍物牙保	溝田俊美	七・一九	三乗却	広島高	二三〇	
昭和三〇年(あ)	一〇七一	収賄	高橋善太郎	七・一九	三乗却	仙台高	二三三	
昭和三〇年(あ)	一〇八八	覚せい剤取締法違反	李泰錫	七・一九	三乗却	名古屋高	二三七	
昭和三〇年(あ)	一〇九九	銃砲刀剣類等所持取締令違反	中島重幸	七・一九	三乗却	福岡高	二四〇	
昭和三〇年(あ)	一一一二	詐欺	石川武雄	七・一九	三乗却	大阪高	二四四	
昭和三〇年(あ)	一一二七	詐欺	寺田正明 外一名	七・一九	三乗却	名古屋高	二四七	

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
昭和二八年(あ)二一七三	酒税法違反	築谷勲	七・二〇	二	棄却	広島高松江支	一
昭和二八年(あ)二九四九	傷害、火薬類取締法違反	日原素人	七・二〇	二	棄却	東京高	四
昭和二八年(あ)三二五六	強盗致傷、恐喝、銃砲刀剣類等所持取締令違反	鄭載富	七・二〇	二	棄却	広島高	七
昭和二八年(あ)三七〇九	銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反、恐喝、覚せい剤取締法違反	小宮山睦明外三名	七・二〇	二	棄却	東京高	一二
昭和二八年(あ)四三六一	贈賄、収賄	高橋慎一	七・二〇	二	棄却	広島高	二〇
昭和二八年(あ)五六〇一	薬事法違反	中川常記外五名	七・二〇	二	棄却	大阪高	二四
昭和二九年(あ)三二一五	農業協同組合法違反	川瀬隼雄	七・二〇	一	棄却	名古屋高	四五
昭和二九年(あ)三八九〇	庇道路運送車輛法違反、故物買受	花村進	七・二〇	一	棄却	東京高	六六
昭和二九年(あ)四〇八六	児童福祉法違反	松崎明敏	七・二〇	一	棄却	福岡高宮崎支	七一

昭和二九年(お)四二〇八	詐欺	小林裕始外二名	七・二〇	一	乗却	大阪高	七六
昭和三〇年(お)五七七	公職選挙法違反	岩本直通	七・二〇	二	乗却	東京高	八四
昭和三〇年(お)七〇七	住居侵入、窃盗	土佐林繁美	七・二〇	二	乗却	東京高	八七
昭和三〇年(お)七二二	窃盗	佐々木高吉	七・二〇	二	乗却	東京高	九〇
昭和三〇年(お)七八四	賍物牙保	福島武	七・二〇	二	乗却	広島高	一〇三
昭和三〇年(お)八〇〇	詐欺	長谷川昇	七・二〇	二	乗却	仙台高	一〇九
昭和三〇年(お)八三六	酒税法違反	秋山昇	七・二〇	二	乗却	東京高	一一三
昭和三〇年(お)八四二	貸金業等の取締に関する法律違反	金子勝治	七・二〇	一	乗却	東京高	一一七
昭和三〇年(お)八四六	覚せい剤取締法違反	金道礼	七・二〇	二	乗却	東京高	一二四
昭和三〇年(お)八八〇	覚せい剤取締法違反	小川朝之亟外一名	七・二〇	二	乗却	東京高	一二七
昭和三〇年(お)八八二	覚せい剤取締法違反	金漢洙	七・二〇	二	乗却	東京高	一三二

昭和三〇年(お)八九五	覚せい剤取締法違反	金羽木キミエ	七・二〇	二	乗却	広島高	一三六
昭和三〇年(お)九五九	食糧管理法違反	竹内茂治外一名	七・二〇	二	乗却	東京高	一四二
昭和三〇年(お)九六五	窃盗	立道武邦	七・二〇	二	乗却	東京高	一四七
昭和三〇年(お)九八二	公職選挙法違反	青木正外一名	七・二〇	二	乗却	広島高岡山支	一五二
昭和三〇年(お)一〇六三	業務上横領	吉村幸一	七・二〇	二	乗却	福岡高	一六六
昭和三〇年(お)一〇九〇	恐喝、暴行	内富則義	七・二〇	二	乗却	広島高	一七二
昭和三〇年(お)一〇九二	窃盗、有価証券偽造、同行使詐欺	安藤清	七・二〇	二	乗却	札幌高	一七五
昭和三〇年(お)一一一四	物品税法違反	大堀専一	七・二〇	二	乗却	大阪高	一八五
昭和三〇年(お)一一一六	窃盗	森田昭	七・二〇	二	乗却	大阪高	一八八
昭和三〇年(お)一一八五	公務執行妨害、傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	金万鶴	七・二〇	二	乗却	大阪高	一九四
昭和三〇年(お)一一九九	相互銀行法違反	樹山正治	七・二〇	二	乗却	大阪高	二〇〇

昭和三〇年(あ)一一六二	詐欺	浜田清隆	七・二〇	二	棄却	仙台高	二〇四
昭和二八年(あ)二四三〇	詐欺	近藤義光 外一名	七・二二	二	棄却	名古屋高	二一〇
昭和二八年(あ)二六五〇	食糧管理法違反盗	矢吹栄	七・二二	二	棄却	広島高岡山支	二一四
昭和二八年(あ)二七六八	麻薬取締法違反	宋益憲	七・二二	二	棄却	東京高	二一〇
昭和二八年(あ)二七八八	詐欺	刀野信治	七・二二	二	棄却	名古屋高金沢支	二一四
昭和二八年(あ)二八二九	窃盗	森藤真一	七・二二	二	棄却	東京高	二一八
昭和二八年(あ)三一二九	窃盗	国友信一	七・二二	二	棄却	大阪高	二三一
昭和二八年(あ)三五三四	傷害致死	嘉山福次	七・二二	二	棄却	東京高	二三六
昭和二八年(あ)三六四八	詐欺	本田和三郎	七・二二	二	棄却	福岡高	二四六
昭和二八年(あ)四二七六	収賄、詐欺、贈賄	四本堯次 外三名	七・二二	二	棄却	東京高	二五三
昭和三〇年(あ)四五四一	食糧管理法違反	嶋原虎之助	七・二二	二	棄却	仙台高	二六〇

昭和三〇年(あ)一〇二四	窃盗	平山金太郎 外一名	七・二二	二	棄却	福岡高	二六五
昭和三〇年(あ)一〇六八	非現住建造物等放火	小原良耕	七・二二	二	棄却	仙台高	二六八
昭和三〇年(あ)一一八一	公職選挙法違反	佐々木繁一 外一名	七・二二	二	棄却	広島高岡山支	二七三
昭和三〇年(あ)一四一七	有価証券虚偽記入、同行使	大沢夏生	七・二二	二	棄却	東京高	二七八
昭和二八年(あ)二五二七	重過失失火	今井藤一	七・二三	二	棄却	大阪高	二八四
昭和二八年(あ)四四三二	業務上過失致死、道路交通取締法違反	田中正治	七・二六	三	棄却	広島高	二九〇
昭和二八年(あ)四四六六	贈賄	勝宮元	七・二六	三	棄却	東京高	二九四
昭和二八年(あ)四六五八	傷害致死	谷口澄男	七・二六	三	棄却	福岡高	二九九
昭和二八年(あ)四九五四	住居侵入	小出志ず	七・二六	三	棄却	名古屋高	三〇二
昭和三〇年(あ)四二七	詐欺	木村実	七・二六	三	棄却	大阪高	三〇五
昭和三〇年(あ)八一二	賍物牙保	長野惟行	七・二六	三	棄却	高松高	三〇九

昭和三〇年(あ)	九二八	詐欺、横領	波多野照子	七・二六	三	棄却	名古屋高	三一二
昭和三〇年(あ)	九七五	関税法違反	朴憲声	七・二六	三	棄却	福岡高	三一九
昭和三〇年(あ)	一〇九六	器物毀棄、傷害恐喝未遂	橘川進	七・二六	三	棄却	仙台高	三二五
昭和三〇年(あ)	一一五五	物価統制令違反	山本喜一	七・二六	三	棄却	東京高	三三一
昭和三〇年(あ)	一一八二	公職選挙法違反	佐野磯次外一名	七・二六	三	棄却	札幌高	三三四
昭和三〇年(あ)	一一八九	児童福祉法違反	岡本義夫	七・二六	三	棄却	福岡高	三三八
昭和三〇年(あ)	一一九二	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反	梁謹洙	七・二六	三	棄却	福岡高	三四一
昭和三〇年(あ)	一一九四	強盗	木寅敬太郎	七・二六	三	棄却	大阪高	三五〇
昭和三〇年(あ)	一二〇三	麻薬取締法違反	邵壬癸	七・二六	三	棄却	大阪高	三五八
昭和三〇年(あ)	一二一〇	窃盗	中野能夫	七・二六	三	棄却	大阪高	三六一
昭和三〇年(あ)	一二一四	食糧管理法違反	内海勇太郎	七・二六	三	棄却	広島高岡山支	三六四

昭和三〇年(あ)	一二四五	経済関係罰則の整備に関する法律違反	前迫猪平	七・二六	三	棄却	大阪高	三六七
昭和三〇年(あ)	一二六〇	詐欺	大黒貢	七・二六	三	棄却	高松高	三七〇
昭和三〇年(あ)	一二九四	覚せい剤取締法違反	高雲仙	七・二六	三	棄却	仙台高	三七五
昭和三〇年(あ)	一三〇四	窃盗	北前利秀	七・二六	三	棄却	大阪高	三七九
昭和三〇年(あ)	一三一一	たばこ専売法違反	山本博愛	七・二六	三	棄却	大阪高	三八二
昭和三〇年(あ)	一三二〇	外国人登録法違反	韓斗淑	七・二六	三	棄却	東京高	三八六
昭和三〇年(あ)	一三三五	食糧管理法違反	高橋平蔵	七・二六	三	棄却	東京高	三九三
昭和三〇年(あ)	一三四二	覚せい剤取締法違反	依田源一外一名	七・二六	三	棄却	東京高	三九七
昭和三〇年(あ)	一三五四	関税法違反	黄添寿	七・二六	三	棄却	東京高	四〇〇
昭和三〇年(あ)	一三六六	業務上横領	菅原由蔵	七・二六	三	棄却	東京高	四〇三
昭和三〇年(あ)	一三七六	窃盗、住居侵入	鄭栄富	七・二六	三	棄却	広島高	四〇六

昭和二八年(あ)二七五一	不法監禁、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	伊藤千秋外一名	七・二九	二	棄却	東京高	四〇九
昭和三〇年(あ)一二二五	詐欺未遂	北井孝司	七・二九	二	棄却	大阪高	四一三
昭和三〇年(あ)一三一五	窃盗	北村秀太郎	七・二九	二	棄却	大阪高	四一六
昭和三〇年(あ)一三四九	窃盗	鈴木清	七・二九	二	棄却	東京高	四二二
昭和三〇年(あ)一三五六	公職選挙法違反	平野道子	七・二九	二	棄却	東京高	四二七
昭和三〇年(あ)一四一一	窃盗	夫丁用	七・二九	二	棄却	東京高	四三七
昭和三〇年(あ)一五五六	覚せい剤取締法違反	姜己辰	七・二九	二	棄却	大阪高	四四一

刑事雑（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第一審	丁数
	再審請求						
昭和三〇年(き)五	賍物故買、食糧管理法違反被告事件について昭和三〇年六月七日当裁判所がした上告棄却の決定に対する再審請求	館野藤五郎	七・二六	三	棄却		一
	判決訂正申立						
昭和三〇年(み)二二	殺人未遂	宮沢邦夫（ロバート・エフ・ビューダ）	七・五	三	棄却		四
昭和三〇年(み)二五	公職選挙法違反	深代英寿	七・一二	三	棄却		一四
昭和三〇年(み)二八	公職選挙法違反	三宅修一（中川平太夫）	七・一六	三	棄却		一八
昭和三〇年(す)二三二 昭和三〇年(み)二七	有価証券偽造	合田忠之	七・一八	大	棄却		二二
昭和三〇年(み)二六	強盗、強姦、殺人	菊地正	七・一九	三	棄却		二五
	特別抗告申立						

昭和三〇年(す)	二〇三	上告棄却決定に対する特別抗告	二見一政	七・一	二	棄却
昭和三〇年(し)	三〇	付審判請求却下決定に対する抗告棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対し特別抗告	野口光	七・一一	一	棄却
昭和三〇年(し)	二四	準抗告申立棄却の決定に対する特別抗告	大道寺慶男(坂本国次外二名)	七・一四	一	棄却
昭和三〇年(し)	二八	保釈取消決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告	林達也(大賀敏満)	七・二二	二	棄却
昭和三〇年(し)	一九	検察官の不起訴処分に対する刑訴二六二条による審判請求棄却決定に対する特別抗告	佐々木岩雄	七・二六	三	棄却
昭和三〇年(し)	三〇	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告	谷口豊蔵	七・二九	二	棄却
昭和三〇年(せ)	二六九	横領、窃盗	小森士郎	七・四	一	免除
昭和三〇年(せ)	二四八	強盗傷人	島村鶴喜	七・五	三	免除
昭和三〇年(せ)	二五一	強盗殺人、横領窃盗	谷本竹治	七・五	三	免除
昭和三〇年(せ)	二五二	横領等	丁漢秀	七・五	三	免除

訴訟費用

昭和三〇年(せ)	二五三	公文書偽造行使、詐欺	安藤広吉	七・五	三	免除
昭和三〇年(せ)	二六〇	窃盗	小池利男	七・五	三	免除
昭和三〇年(せ)	二六四	強盗傷人等	田尻優	七・五	三	免除
昭和三〇年(せ)	二七〇	詐欺、同未遂	鞠川寿雄	七・六	一	免除
昭和三〇年(せ)	二七五	賭博、賭博開張	中岡茂	七・六	一	棄却
昭和三〇年(せ)	二七七	詐欺	田勘蔵	七・六	一	免除
昭和三〇年(せ)	二七八	窃盗、住居侵入	松崎由太郎	七・六	一	免除
昭和三〇年(せ)	二八一	賍物運搬	伊藤俊三	七・六	一	免除
昭和三〇年(せ)	二八三	窃盗、有価証券偽造、詐欺未遂	深江正美	七・六	一	免除
昭和三〇年(あ)	一一九六	詐欺、窃盗	大田原貞之	七・八	二	負担
昭和三〇年(せ)	二八九	詐欺	神肇	七・一三	一	免除

昭和三〇年(ワ)二九一	詐欺	加藤幸作	七・一三	一	却下	七七
昭和三〇年(ワ)二九二	強盗殺人、住居侵入、窃盗、強盗	福島好美	七・一三	一	免除	七八
昭和三〇年(ワ)二九四	窃盗	佐々木三郎	七・一四	一	免除	七九
昭和三〇年(ワ)二九五	強盗殺人	中川政一	七・一四	一	免除	八〇
昭和三〇年(ワ)二八四	強盗殺人	陳其鳳	七・一八	大	免除	八一
昭和三〇年(ワ)二七一	詐欺	金丸忠一	七・一九	三	免除	八四
昭和三〇年(ワ)二七九	窃盗	小関速見	七・二〇	二	免除	八六
昭和三〇年(ワ)二八五	出入国管理令違反	唐仁守	七・二〇	二	棄却	八八
昭和三〇年(ワ)二九六	窃盗	二見一政	七・二〇	二	免除	九〇
昭和三〇年(ワ)二九七	傷害	和田弘	七・二二	二	棄却	九二
昭和三〇年(ワ)二九八	業務上横領、詐欺、窃盗	松本孝造	七・二二	二	免除	九四

昭和三〇年(ワ)二九九	詐欺	荒木林平	七・二六	三	免除	九六
昭和三〇年(ワ)三〇〇	窃盗	辻頼平	七・二六	三	免除	九七
昭和三〇年(ワ)三一四	窃盗	岩田隆一	七・二九	二	免除	九九
昭和三〇年(ワ)七五二	傷害	内藤哲夫	七・二九	二	負担	一〇一
昭和三〇年(ワ)三一〇	窃盗	野中竹次郎	七・三〇	二	棄却	一〇三
昭和三〇年(ワ)・二三一	窃盗、強盗致傷	檜山昭二	七・一九	三	棄却	一〇五
昭和三〇年(ワ)二二二	詐欺	藤原喜代二	七・二〇	二	棄却	一〇九
昭和三〇年(ワ)二二三	詐欺	田上義行	七・二〇	二	棄却	一一一
昭和三〇年(ワ)二二七	業務上横領	松尾菊太郎（坂本新平）	七・二二	二	棄却	一一三
昭和三〇年(ワ)二三五	公務員職権濫用付審判請求抗告棄却決定に対する特別抗告棄却決定に対する異議申立却下決定に対する異議申立	津沢喜久雄	七・二二	二	却下	一二〇

異議申立

昭和三〇年(す)	二三九	詐欺、詐欺未遂	石田一雄	七・二二	二	棄却		一二二
昭和三〇年(す)	二四五	覚せい剤取締法違反	(伊藤静男) (趙命守)	七・二九	二	棄却		一二四
		その他の公務員職権濫用、付審判請求抗告棄却決定に対する特別抗告棄却決定に対する訂正申立						
昭和三〇年(す)	一九九		津沢喜久雄	七・一	二	却下		一二七
昭和三〇年(す)	二〇七	住居侵入、強盗傷人被告事件についてなした上告棄却決定に対する抗告	斎藤金次郎	七・八	二	棄却		一二九
昭和三〇年(す)	二三四	収賄被告事件についてなした上告棄却決定に対する訂正申立	高橋良次	七・一六	二	棄却		一三三
昭和三〇年(す)	二二三	暴行被告事件についてなした上告棄却決定に対する訂正申立	青柳(市) 川藤(孝作)	七・一八	大	棄却		一三五
昭和三〇年(す)	二四二	殺人、傷害被告事件についてなした上告棄却決定に対する訂正申立	青山(李) 載新太郎(賢)	七・二二	二	棄却		一四二

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
昭和三〇年(あ)	一二六七	覚せい剤取締法違反	藤沢邦雄	七・一	二	棄却	札幌高	一
昭和三〇年(あ)	一〇四〇	暴行、傷害	石川昭二	七・一四	一	棄却	東京高	三
昭和三〇年(あ)	一三二一	覚せい剤取締法違反	朴建世	七・一四	一	棄却	東京高	五
昭和三〇年(あ)	一三四〇	公職選挙法違反	三尾雄一	七・一四	一	棄却	東京高	七
昭和三〇年(あ)	一三五五	食糧管理法違反	田崎藤次郎	七・一四	一	棄却	東京高	九
昭和三〇年(あ)	九九九	公職選挙法違反	岡本三男 外一名	七・一九	三	棄却	札幌高	一一
昭和三〇年(あ)	一四一五	強盗傷人	山内俊雄	七・一九	三	棄却	東京高	一三
昭和三〇年(あ)	一四九五	森林窃盗	高橋善作	七・一九	三	棄却	東京高	一五
昭和三〇年(あ)	一五九一	公職選挙法違反	草野勇三	七・二二	二	棄却	仙台高	一七

昭和三〇年(あ)一三八一	覚せい剤取締法違反	植田晋	七・二六	三棄却	東京高一九
昭和三〇年(あ)一六二三	公職選挙法違反	原田室一	七・二九	二棄却	東京高二二